

1. 議事日程（第1日目）

（平成19年度安芸高田市決算審査特別委員会）

平成20年 9月24日  
午前10時00分 開会  
於 第1委員会室

1、開 会

2、議 題

（1）認定第 1号 平成19年度安芸高田市一般会計決算の認定について

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（19名）

委員	川 角 一 郎	委員	塚 本 近
委員	山 根 温 子	委員	穴 戸 邦 夫
委員	明 木 一 悦	委員	秋 田 雅 朝
委員	加 藤 英 伸	委員	赤 川 三 郎
委員	松 村 ヲキミ	委員	藤 井 昌 之
委員	青 原 敏 治	委員	金 行 哲 昭
委員	杉 原 洋	委員	入 本 和 男
委員	山 本 三 郎	委員	今 村 義 照
委員	岡 田 正 信	委員	亀 岡 等
委員	渡 辺 義 則		

3. 欠席委員は次のとおりである。（1名）

委員 玉 川 祐 光

4. 委員外議員

議長 松 浦 利 貞

5. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名（42名）

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
総務企画部長	田 丸 孝 二	会 計 管 理 者	立 田 昭 男
八千代支所長兼市民生活課長	榎 原 秀 克	美土里支所長兼市民生活課長	高 杉 和 義
高宮支所長兼市民生活課長	近 藤 一 郎	甲田支所長兼市民生活課長	垣野内 壮

向原支所長兼市民生活課長	南 部 政 美	総務企画部経営管理担当	杉 安 明 彦
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	沖 野 文 雄	総務企画部総務課主幹(安全推進担当)	宮 原 敏 治
総務課主査(秘書行政グループGL)	山 中 章	総務課主査(職員グループGL)	土 井 実 貴 男
総務課主査(危機管理グループGL)	外 輪 勇 三	総務課主査(電算管理グループGL)	竹 本 伸 治
財務管理課長	佐々木 清	工事検査員(入札監理GL)	大 田 伸 一 郎
財務管理課主査(財産管理グループGL)	大 野 泰 典	財務管理課主査(GL)	内 藤 道 也
行政経営課長	武 岡 隆 文	行政経営課主査(経営管理グループGL)	山 平 修
行政経営課主査(財政グループGL)	広 瀬 信 之	政策企画課長	竹 本 峰 昭
政策企画課主査(事業調整グループGL)	池 本 俊 則	政策企画課主査(情報化推進グループGL)	蔵 城 大 介 司
政策企画課主査(計画調整グループGL)	福 井 正	政策企画課主査(交通施策等調整グループGL)	大 田 雄 司
自治振興課長	小 田 忠	自治振興課主査(自治振興グループGL)	栗 田 和 則
選挙管理委員会事務局長主査(選挙グループGL)	高 本 修	会計課主査(出納グループGL)	西 岡 保 典
監査委員事務局長	乗 田 省 三	監査委員事務局主査	国 司 秀 信
消 防 長	竹 川 信 明	消防本部次長兼総務課長	広 政 康 洋
総務課総務係長	近 藤 修 二	総務課消防団係長	野 川 栄 治
予防課長代理	中 迫 二 三 男	消 防 課 長	児 玉 壽 徳
消 防 署 長	久 保 高 憲	監 査 委 員	木 原 張 登

6. 職務のため出席した事務局の職氏名(3名)

議会事務局長	光 下 正 則 主	査	児 玉 竹 丸
主 任	國 岡 浩 祐		

~~~~~  
午前10時00分 開会

川角委員長 皆さん、おはようございます。

いよいよ本日より決算審査に入るわけでございますが、本決算審査特別委員会の正副委員長、委員会の委員長に私川角、そして塚本委員が副委員長に選出されました。大役ではありますが、一生懸命務めますので、委員の皆さんの御協力をいただきますようお願いをいたします。よろしくお願いいいたします。それでは、座って失礼いたします。

さて、本日から10月2日まで、都合7日間の日程で審査を進めてまいります。冒頭御報告いたしますが、市長から、今年度100歳を迎える方に対する国及び市からの敬老祝い品のお届けに該当者宅を訪問するため等の公務で、お手元の日程により委員会を欠席すると申し出がありました。決算審査特別委員会における市長の出席については、昨年10月の議会運営委員会での決定により、市長は出席義務はないが、支障のない限り積極的に出席することといたしておりますので、これを了承いたしましたので、報告をいたします。

なお、この訪問に随行するため、本日は南部向原支所長から午後欠席する旨の通知が出ておりますので、あわせて報告をいたします。

ただいまの出席委員は18名でございます。定足数に達しておりますので、これより決算審査特別委員会を開会をいたします。

なお、玉川委員から欠席届が出されております。また、入本委員のほうから遅刻ということで届けが出ておりますので、御了承いただきたいと思います。

本決算審査特別委員会に付託された議案は、平成19年度安芸高田市一般会計決算及び各特別会計決算並びに水道事業決算の認定の計13件でございます。審査は、議案の番号順に行うべきとは思いますが、説明員の交代等進行の便宜上、お手元の委員会日程のとおり、各部局ごとに審査を進めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、そのように進行させていただきます。

本日の審査日程は、お手元に配付のとおりでございます。

本日は、委員会の初日でございますので、市長のごあいさつをいただきます。

浜田市長。

浜田市長 おはようございます。

決算審査特別委員会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員各位の皆様方には、御多用のところ本委員会に御参集をいただき、まことにありがとうございます。また、木原代表監査委員におかれましても、公私とも御多用の中、御出席をいただき、ありがとうございます。

決算審査特別委員会につきましては、本日から10月2日までの日程で、

述べ7日間にわたり部局ごとに審査をいただくわけでございます。平成19年度に執行いたしました事務事業経費について、議会あるいは議員の立場から御意見を賜り、今後の市政の運営の参考にさせていただきたいと思っております。長期間に及ぶ日程でございますが、よろしく御審査を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、私の日程につきましては、先ほど委員長から報告をいただいたとおりでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。よろしくお願いたします。

川角委員長 それでは、各所管の決算の審査に入ります前に、平成19年度決算全体の概要についての説明と、あわせて当該決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告書が配付されておりますので、その概要説明を求めます。

田丸総務企画部長 それでは、まず平成19年度の決算概要を説明させていただきます前に、先般、監査委員の審査意見書等にお配りをしております平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてということにつきまして御報告をさせていただきたいというふうに思います。

1ページをお開きをいただきたいと思います。

川角委員長 皆さん、資料ございますか。

暫時休憩いたします。

~~~~~

午前10時06分 休憩

午前10時08分 再開

~~~~~

川角委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

続いて説明を求めます。

田丸総務企画部長 報告書の1ページをお開きをいただきたいと思います。

昨年6月に地方自治体の財政の健全化に資することを目的といたしました地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布されました。健全化判断の4指標等の公表については平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務づけ等につきましては平成20年度決算から適用となっております。1ページ、総括表としまして健全化判断指標でございます一般会計等であり、いわゆる普通会計の実質赤字比率、すべての会計を合算した連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標の数値を掲げております。実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、実質収支が黒字であることから、赤字の比率は生じておりません。一般会計等における公債費の元利償還金及び公営企業の元利償還金への繰出金や一部事務組合の公債費への負担金等に充当された一般財源に対する標準財政規模の割合であります実質公債費比率につきましては、19.2%で、早期健全化基準の25.0%を下回っておりますが、地方債の発行に県の許可が必要な18%を上回る結果となりました。

なお、実質公債費比率につきましては、平成17年度決算から地方財政

事情調査表、いわゆる決算統計に基づく指標として定められた数値でございましたが、このたびの決算から財政健全化に基づく指標として位置づけられ、従前の算出方法の一部が改正をされております。主な改正点は、従前特別会計に係る過疎債、辺地債の償還額については、各会計の繰出金総額に対する公債費充当繰出金の案分率で算出していたものを全額公債費として計上することとされました。これは、従前の算出方法と比較して比率が上がる要因となります。

また、都市計画税を徴収してる団体については、その収入額を公債費充当特定財源として扱われることになり、これは比率が下がる要因となります。本市におきましては、特別会計における公債費の取り扱いが変更されたこと、さらに都市計画税を設けていないことから、従前の比率の算出方法と比較しますと1.4ポイント上昇する結果となりました。ちなみに従前の算出方法による比率は、平成19年度17.8%、お示ししましたとおり、改正後算出しました比率は19年度19.2ということで、1.4ポイントの上昇ということでございます。

次に、将来負担比率でございますが、これは財政健全化法の施行により、このたび新たに設けられた指標で、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債、一部事務組合への地方債償還負担額、職員の退職手当に係る費用、設立法人に対する負債額等に係る将来の負担見込み額などを標準財政規模で除した比率でございます。本市の将来負担比率は195.7%で、早期健全化基準の350%を下回っております。本比率は、多額の債務を抱えている赤字経営の病院事業や宅地等土地造成事業、観光事業を持つ団体については数値が高くなります。現段階では、全国の平均数値や類似団体等の指標が公表されておられませんので、一概には申せませんが、本市の指標は赤字を抱える病院事業や宅地造成事業がないにしても、類似団体と比較すると、一般会計や上下水道事業会計などの地方債残高が多額であることから、高い指標であると考えられます。

2ページをお開きをいただきたいと思います。2ページからは、それぞれの指標の内容を記載しております。まず、実質赤字比率でございますが、一般会計、コミュニティ・プラント整備事業特別会計及び飲料水供給事業特別会計を合算した、いわゆる一般会計に今申し上げました2つの特別会計を合わせたものが普通会計という形になります。この普通会計の実質収支額は2億9,145万円の黒字でありますことから、実質赤字比率は生じておりません。

3ページの連結実質赤字比率につきましても、一般会計等である普通会計と10の特別会計を合算した実質収支、資金収支が黒字であることから、赤字比率はございません。

なお、の老人保健特別会計の赤字2,482万円につきましては、老人医療に係る国県の医療費負担金収入が翌年度精算方式による制度的な赤字によるものでございます。

4ページをお開きをいただきたいと思います。実質公債費比率の指標は、3カ年平均であらわしております。中段に単年度の指標を掲げておりますが、平成17年度が18.4%、平成18年度は19.5%、平成19年度が19.6%と年々上昇を続けております。平成22年度に公債費の償還のピークを迎えることから、今後比率が上昇するものと考えられます。公債費であります長期借入金の返済額につきましては、過去に大量に借り入れた起債であることから、この比率は簡単に下がるものではないと存じます。

昨年9月に策定いたしました財政健全化計画をもとに、5%を超える政府の高利資金の繰上償還を行うとともに、市中金融機関から借り入れている地方債の繰上償還の実施や、これから計画する事業につきましては、政策的事業以外については不要不急な事業は廃止し、選択と集中を行い、投資効率を高めるとともに、地方債発行を見直し、少しでも後年度の公債費の負担の減少を図りたいと考えております。

先ほど申し上げましたように、健全化法に基づく指標比率の算入方法の改定により、中山間地域などの財政力の弱い団体におきましては、上下水道整備の財源として発行した過疎・辺地債の償還の加算により、比率が上昇する要因となり、一方、都市計画税を徴収している都市部の自治体につきましては、当該収入がすべて公債費充当特定財源に算入されることなどにより、比率が減少する要因となっております。結果として、沿岸都市部と中山間地域に属する自治体との財政指標の数値上の格差が広がるものと思われまふ。ちなみに広島市や廿日市市などは3ポイント程度低下をするだろうというふうに言われております。

5ページは将来負担比率の算出に伴う各負担額等を掲げております。アは一般会計、コミュニティ・プラント整備事業特別会計、飲料水供給事業特別会計の平成19年度末の地方債の現在高で382億5,363万7,000円でございます。

イの債務負担行為に基づく支出予定額4,608万2,000円は、簸川土地改良区修繕費償還助成金、地区再編農業構造改善事業償還助成金、教職員住宅建設事業償還金でございます。

ウは下水道事業、簡易水道事業にかかわる地方債の償還にかかわる一般会計からの繰り入れ見込み額で116億8,366万8,000円でございます。

エは芸北広域環境施設組合の地方債の償還にかかわる負担見込み額で2億7,997万1,000円でございます。

オは、年度末に職員が一斉退職すると仮定した場合の退職手当支給予定額にかかわる負担見込み額で、43億2,469万5,000円でございます。企業会計の概念で言えば、退職手当引当金に相当するものと考えていいと思います。

カは、設立法人等の負債の額等に係る負担見込み額1億2,556万3,000円で、内訳は、安芸高田市土地開発公社が所有する公園用等の保有土地5,532万3,000円、市が損失補償しております債務の負担見込み額、安芸高田アグリフーズ株式会社に対するものが5,561万5,000円、神楽門前湯

治村株式会社に対するものが1,462万5,000円でございます。出資法人に対する損害補償の負担見込み額の算入率につきましては、それぞれの会社の財務状況をもとに判断されるものでございます。

下段のケ、コ及びサにつきましては、上記将来負担額に係る充当可能財源等でございます。将来負担比率の算定方法は下段のとおりで、平成19年度決算に基づく比率は195.7%となるものでございます。

6ページをお開きをいただきたいと思います。資金不足比率は、一般会計等でいいます実質収支の赤字に対する公営企業の事業規模、いわゆる料金収入などの営業収益に対する比率でございます。

各企業会計の資金不足比率でございますが、地方公営企業法適用の水道事業を初め法非適用であります下水道事業の3事業及び簡易水道事業のいずれもいわゆる実質収支が黒字であることから、資金不足はございません。各公営企業ごとの比率が20%を超える場合が経営の健全化を求める基準となります。

7ページは、水道事業会計の資金不足額等の計算式を記載しております。現金、預金、未収金等の流動資産が未払い費用などの流動負債を上回っており、1億4,518万1,000円の資金剰余額となっております。

8ページをお開きをいただきたいと思います。下水道事業及び簡易水道事業における平成19年度の歳出決算額と翌年度への繰り越し財源を除いた歳入決算額の実質収支額は、いずれの会計も黒字決算となっております。

なお、公営企業会計においては、本来独立採算が原則でございますけれども、現在、上水道事業以外の公営企業会計につきましては、使用料収入で不足する額を一般会計から繰り出ししておりますことから、結果的に資金不足が生じていないということになっております。現在の一般会計の財政状況をかんがみますと、無尽蔵に繰り出しができる余裕は全くございませんので、各特別会計においては安易に一般会計からの繰入金に依存することなく、長期的見直しのもとに会計の健全かつ安定的な運営に努める必要がございます。また、独立採算制の原則及び経済性を十分認識し、より一層の収益の確保に向けた加入促進や納税率につきまして具体的な目標を設定をし、取り組みを強化するなど経営の健全化に努める必要があると考えております。

以上、財政健全化法に伴う健全化判断比率等の御報告をさせていただきましたが、実質公債比率、将来負担比率等は、早期健全化基準を下回っているとはいえ、当市の財政状況は決して健全な数字だとは言えない状況にあります。今後、より一層の財政の健全化を進め、適正な財源確保と徹底的な経費の見直しを行うとともに、限られた財源を最大限に有効活用するための適正な施策の選択や重点化を推進し、より効率的・効果的な行政執行と財政運営の構築が必要であると考えております。

次に、平成19年度決算の概要につきまして、先般お配りをしております普通会計財政状況により御説明をいたしたいと思います。資料はこれ

でございます。

それでは、1ページをお開きをいただきたいと思います。普通会計決算の主な財政指標等を掲げております。

川角委員長 ちょっと待ってください。  
暫時休憩いたします。

~~~~~

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

~~~~~

川角委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。  
説明を続けてください。

田丸総務企画部長 普通会計決算の主な財政指標等を1ページに掲げております。ここでいいます普通会計とは、財政比較や統一的な把握をする目的で、地方財政状況調査上、統一的に用いられる会計区分で、一般会計と公営企業会計を除く特別会計の合計であります。本市におきましては、一般会計、コミュニティ・プラント整備事業特別会計、飲料水供給事業特別会計が普通会計に含まれるものであります。

左上の決算規模でございますが、平成19年度普通会計における歳入総額は214億911万4,000円で、前年度と比較して7億7,534万9,000円、3.5%減少しております。歳出総額は211億678万3,000円で、前年度と比較しまして7億6,333万3,000円、3.5%の減少であります。歳入歳出差引額は3億233万1,000円で、翌年度へ繰り越しました繰越財源1,088万1,000円を差し引いた実質収支は、2億9,145万円の黒字となりました。19年度の実質収支から前年度、18年度の実質収支を差し引いた額であります単年度収支は8,679万9,000円と、合併以来初の黒字となったところであります。

また、単年度収支額に財政調整基金積立金1億6,356万7,000円及び地方債の繰上償還額2,007万2,000円を加算し、財政調整基金取崩額3億円を差し引いた額である実質単年度収支は2,956万2,000円の赤字で、実質的な赤字は合併以降依然として続いておりますけれども、赤字の額はかなり減少いたしております。

左の表の下から4段目の標準財政規模は、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示すもので、普通交付税の基礎指標となる数値でございます。平成19年度は128億1,247万2,000円で、前年度と比較しますと156万9,000円とわずかに増加しております。右の表の1段目の経常収支比率でございますが、この比率は、義務的性格である人件費、扶助費、公債費ほか物件費、補助費など歳出の経常経費に地方税、交付金、普通交付税等の経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、財政構造の弾力性を判断するための指標でございます。平成19年度の経常収支比率は95.7%で、前年度と比較すると1%増加をしております。

以下、借入金の返済額に係る比率でございますが、公債費比率は17.9%で、1.1%の減少、公債費負担比率が25.2%で、0.3%上昇、起債制限比率は13.9%で、前年度と同率となっております。

また、平成17年度決算から公債費にかかわる新たな財政指標となりました実質公債費比率は、先ほど健全化判断比率の報告で申し上げましたとおり、平成19年度の決算から地方財政健全化法に基づく比率に改められました。平成19年度決算に基づく比率は19.2%、平成18年度の数値を健全化法に基づき再算定した比率と比較しますと、0.3%上昇いたしております。

将来負担比率につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、本年度から設けられた財政健全指標で195.7%となっております。

普通会計所管の積立金現在高は、16基金全体で55億4,539万1,000円、前年度と比べて2億6,307万8,000円減少しております。また、財政調整基金の残高は10億944万6,000円、前年度と比較して3,643万3,000円減少し、減債基金は1億9,395万2,000円、前年度と比較して9,817万9,000円増加しております。

普通建設事業の決算額は32億669万3,000円で、前年度と比較して7億4,088万1,000円、18.8%減少しております。普通会計の地方債現在高につきましては345億8,920万1,000円で、地方債の償還額が借入金を上回っておりますことから、前年度と比較しまして1億6,165万3,000円、0.5%減少しております。

続きまして、2ページをお開きをいただきたいと思っております。平成19年度の費目別の歳入決算と前年度の比較を掲げております。主な費目について御説明申し上げますと、地方税の19年度決算は37億366万2,000円で、前年度と比較しますと3億1,154万9,000円、9.2%増加をしております。

個人市民税につきましては、税源移譲に伴う増加でございます。法人市民税は、前年度と比較して3,101万2,000円増加しておりますが、平成20年度につきましては、エネルギー、原材料価格の高騰等の影響によりまして企業収益の増税が鈍化傾向にあることから、現段階では平成19年度と比較して減少する見込みと思われれます。

固定資産税につきましては、前年度と比較して3,904万5,000円、2.2%増加しております。

たばこ税は、大口消費者の大量購入の減少により、前年度と比較して5,413万6,000円、22%減少いたしております。

入湯税は、利用者数の減少によりまして、前年度と比較して84万2,000円、3.2%減少しております。

地方譲与税は、税源移譲に伴う個人住民税の税率の変更により、従前交付されておりました所得譲与税の廃止によりまして、前年度と比較して2億4,829万9,000円、48%減少しております。

中段の地方交付税のうち普通交付税は80億8,356万7,000円で、前年度と比較すると2億2,611万5,000円、2.7%減少しております。これは税源

移譲による個人市民税の増加に伴い、基準財政収入額が増加したことにより、結果的に普通交付税の交付基準額が減少したことが主な減少要因でございます。

また、普通交付税には、いわゆる赤字地方債であります臨時財政対策債への振りかえ分が考慮されており、平成19年度の振りかえ額は前年度と比較して6,880万円、9.3%減少しており、臨時財政対策債と普通交付税を合算した額は、前年度に比べて2億9,491万5,000円減少しており、実質的な交付額はかなり減少しているのが実情でございます。

なお、平成20年度につきましては、地方財政対策債の加算措置がなされ、交付額が増加をしておるところであります。

特別交付税は7億2,047万1,000円で、合併後3年間の合併加算措置の終了により、前年度と比較しますと9,071万6,000円、11.2%減少しています。

使用料につきましては、前年度と比べて5,030万3,000円、12.6%大きく減少しておりますが、これにつきましては、美土里町の横田及び北生診療所は、従前一般会計を通して医師に支払いをしておりました診療収入に相当する経費を医師の直接収入としたことによるものでございます。

手数料は、し尿処理手数料の減少により、前年度と比べまして877万9,000円、6.2%減少しています。

国庫支出金の決算額は12億4,026万2,000円で、過年度の土木施設災害復旧費負担金の増加が主な要因により、前年度と比較すると6,104万2,000円、5.2%増加しております。

県支出金は16億1,842万円で、前年度と比較すると3億8,003万6,000円、19%の減少で、安芸高田アグリフーズ施設整備事業の終了による経営構造改善事業費県補助金の減少が主な要因でございます。

財産収入は9,779万9,000円で、土地売却収入の増加により、前年度と比較しますと7,027万2,000円増加しております。

下段の地方債は31億30万円で、前年度と比較しますと4,710万円、1.5%増加しております。一般財源である臨時財政対策債及び減税補填債が9,930万円減少し、投資的経費に充当する一般地方債が1億4,640万円増加いたしております。

なお、下段に括弧書きしております地方税や各種交付金、普通交付税及び臨時財政対策債、減収補填債の合計であります経常一般財源の総額は133億3,079万1,000円で、前年度と比較して3億3,101万8,000円、2.4%大きく減少いたしております。いわゆる三位一体改革により部分的な税源移譲が行われたものの、それをはるかに上回る額の交付税等の削減によりまして、結果的に地方自治体が自由に使える経常一般財源が前年度と比べて大きく減少しているということをあらわしております。

下の3ページをお願いいたします。歳入決算の構成比をグラフ化したものでございます。平成19年度の歳入決算の構成比では、地方交付税が41.1%を占め、続いて地方税17.3%、地方債14.5%、県支出金が7.6%

となっており、地方交付税に大きく依存した歳入構成となっております。

4ページをお開きをいただきたいと思います。歳出の性質別経費の決算額を掲げております。主な費目を御説明いたしますと、人件費の平成19年度決算額は41億2,419万7,000円で、前年度と比較しますと2億1,201万7,000円、4.9%減少いたしております。退職職員の不補充、給与カットにより、職員人件費が2億50万3,000円減少し、年度中途の人材派遣の雇用形態の変更に伴い、非常勤職員報酬が4,551万7,000円増加いたしております。

扶助費につきましては17億2,949万3,000円で、前年度比8,576万8,000円、5.2%増加しております。障害者自立支援事業に係る扶助費の増加が主な要因でございます。

公債費は、地方債の負担金償還金の一時的な減少により、38億8,121万3,000円で、前年度比9,860万5,000円、2.5%減少しております。

物件費は27億7,999万3,000円で、前年度比2,848万8,000円、1.0%増加をいたしております。みつや保育所の開設、除雪経費、雇用形態の変更による賃金、施設整備に伴う備品購入費などが増加し、その他の業務委託費につきましては減少をいたしております。

維持補修費は1億9,702万5,000円で、庁舎修繕費などの減少により、前年度比1,055万8,000円、5.1%減少しております。

扶助費等は16億4,939万9,000円で、前年度比1,371万5,000円、0.8%増加をしております。芸北環境施設組合、後期高齢者広域連合への負担金及び八千代開発公社への財政援助費が増加をしたところであります。

繰出金は24億8,399万5,000円で、前年度比5,640万5,000円、2.3%増加をしております。国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計への繰出金が増加をしております。

投資及び支出金貸付金は2,921万3,000円で、前年度比2,450万9,000円増加をしております。上水道事業にかかわる一般会計で借り入れた出資債相当額の出資金2,360万円の増によるものでございます。

積立金は3億1,266万1,000円で、前年度比1億2,841万8,000円の減額で、財政調整基金への積立金の減少でございます。

投資的経費でございます普通建設事業費は32億669万3,000円で、安芸高田アグリフーズ施設整備補助事業費の減少や単独事業費の減少により、前年度と比べて7億4,088万1,000円、18.8%減少をしております。

災害復旧事業費は7億1,290万1,000円で、過年度災害復旧事業費の増加により、前年度と比べて2億1,826万1,000円、44.1%増加しております。

下段の5ページをごらんをいただきたいと思います。性質別の歳出決算の構成比をグラフ化したものであります。平成19年度決算の構成比では、人件費の割合が19.5%と最も高く、続いて公債費18.4%、普通建設事業費15.2%、物件費13.2%、繰出金11.8%となっております。投資的

経費の減少により、義務的経費である人件費、扶助費、公債費の決算に占める割合は、前年度と比べて0.6ポイント増加をしたところでありませす。

6ページをお開きをいただきたいと思います。普通会計の目的別決算を掲げております。平成19年度の目的別決算構成割合は、民生費が20.9%と最も高く、次いで公債費18.4%、総務費16.2%、教育費12.8%、土木費7.9%、衛生費7.8%、農林水産業費7.7%と続いております。

主な増減理由につきましては、右の摘要欄をごらんをいただきたいと思ひます。下段の7ページは、合併後の目的別の決算額の推移であります。

続きまして、8ページをお開きをいただきたいと思ひます。左の表は、平成12年度からの主な財政指標の比率の推移で、棒グラフは経常収支比率、折れ線グラフは公債費関係の比率をあらわしてあります。いずれの数値も年々上昇の傾向にございまして、平成12年度と比較しますと、経常収支比率が10.9ポイント、公債費比率が1.7ポイント、起債制限比率が2.5ポイント、それぞれ上昇してあります。棒グラフの経常収支比率につきましては、歳入の市税、各種交付金、普通交付税などの経常的に歳入される経常一般財源が人件費、公債費、物件費などの経常的に歳出される経費にどの程度充当されているかを示す数値で、平成19年度においては経常一般財源総額の95.7%が経常的な歳出に充当されており、残りの4.3%しか臨時的な政策経費に充当できないことをあらわしてあります。一般的に95%が警戒のラインであるというふうに言われてあります。

先ほどの歳入の項で申し上げましたが、経常収支比率の悪化は、三位一体改革に伴う交付税等の経常一般財源の減少が大きな要因となっております。また、起債制限比率につきましては、交付税措置された額を除いた地方債の元利償還金の標準財政規模に対する割合で、14%が警戒ラインとされてあります。安芸高田市におきましては、いずれの数値も警戒数値にあるのが現状でございます。

右の表は、財政調整基金、減債基金を合わせた基金現在高と普通会計における地方債残高の推移を掲げてあります。合併以前においては、基金が年々減少するのに反比例しまして、地方債残高は年々上昇いたしてあります。平成17年度以降、投資的経費の減少に伴い、当該年度に借り入れた起債に対して地方債償還額が上回っていることから、地方債の残高は徐々に減少いたしてあります。また、財政調整基金と減債基金の残高につきましては、合併以降、決算余剰金の2分の1相当額の積み立てを行い、辛うじて減少を食いとめてあります。

下段の9ページは、平成20年度の普通交付税の算定額が確定してありますことから、平成19、20年度の普通交付税の明細を記載をしております。普通交付税につきましては、市町村合併後10年間の合併加算措置であります合併算定がえがありますことから、旧町別の算定方式となりま

す。平成20年度の合併算定がえ後の普通交付税、左側の赤線で囲ってあります交付額は85億7,026万2,000円で、合併加算された交付確定額でございます。

すぐ右側の安芸高田市一本算定の交付額は、合併加算がない場合の額で61億9,258万8,000円となり、合併後10年後の平成26年度から段階的に減少し、合併加算措置終了後の平成31年度には、現行の交付税制度が存続すると仮定しても、現在の交付額より23億円余りも減少することになります。

なお、平成20年度は、地方財政対策費の加算措置がなされております。本市には3億3,400万円が措置されております。地方財政対策費は、主に合併市町村で特に財政状況の厳しい市町村に配慮された措置となっております。下段の表及びグラフは、普通交付税の推移を記載をしたものであります。

10ページをお開きをいただきたいと思います。10ページは、各基金別の現在高を掲げております。下の11ページは、各基金残高の推移をグラフであらわしております。

続きまして、12ページをお開きをいただきたいと思います。会計別の地方債現在高を掲げております。中央の平成19年度末残高は、一般会計が380億7,695万5,000円で、前年度と比較して3億1,752万8,000円減少いたしております。7つの特別会計の残高は132億656万円となり、一般会計、特別会計合わせた地方債残高は512億8,351万5,000円で、前年度と比べまして3億8,655万円減少しております。

なお、地方公営企業法適用の上水道事業の企業債残高は9億6,744万9,000円で、水道事業においては事業収益、いわゆる使用料で償還を賄っており、現在、償還に係る一般会計からの繰出金はございません。下段の13ページの表は、普通会計の地方債現在高と借入先現在高を掲げております。

左の表の地方債別の構成割合は、5の一般単独事業債が49.3%と最も高く、続きまして普通交付税の振りかえ財源である16の臨時財政対策債が16.6%、過疎対策事業債13.2%と続いております。

なお、区分後の一般単独事業債のうち、細区分の合併特例事業債の残高は94億6,785万3,000円、全体に占める構成比は27.4%となっております。

14ページをお開きをいただきたいと思います。平成19年度普通会計の決算純計の内容を掲載しております。

続きまして、16ページをお開きをいただきたいと思います。このページ以降は、安芸高田市と人口規模が類似しております大竹市、竹原市、江田島市、また近隣市の県北の三次市、庄原市の財政状況を掲げております。なお、各団体の数値につきましては7月末の速報値で、確定値でないということを御了解をいただきたいというふうに思います。中山間地域に位置する県北3市は、いずれの市も沿岸部の市と比較しまして総

体的に財政状況が悪いのが現状でございます。参考資料として後ほどごらんをいただきたいというふうに思います。

24ページからは資料編でございます。19年度の会計別収支決算等を掲げております。これにつきましても、後ほどごらんをいただきたいというふうに思います。

以上、財政状況の概要を申し上げました。これから平成19年度の決算を審議をいただきますが、決算状況及び審議の内容を踏まえ、これから始まります平成21年度の予算編成の糧とさせていただきたいというふうに思います。

以上で平成19年度の普通会計決算及び財政事業の概要説明を終わります。

なお、総務企画部所管の決算の概要につきまして、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。以上でございます。

川角委員長 それでは、ただいまの説明に対して質疑を受けていきたいとします。

なお、本日は、監査委員が出席しておられますので、監査に当たっての基本的な考え方等特に質問があれば、ここであわせてお受けをしたいとします。

ただいまの説明に対して質疑があったら、お願いをいたします。ございませんか。

今村委員。

今村委員 健全化に関して二、三ちょっとお伺いをしたいと思いますが、いずれもこの指標も国の基準には達してなくて非常に結構だというふうに思うわけでございますが、中でも実質公債比率が極めて高いというふうに思うわけです。そして、これまでの昨年度出されました財政計画において、そのときに言われておりましたが、22年度が公債費が非常にピークになる年度というふうに資料的にも出ておりますが、それとあわせまして、この22年度に最高位を占めることに関して、今後公債比率がどのような変遷をしようとしているのか。これまで普通会計から連結決算というような形で見えた場合に、そこら辺についての見通しについてどういうふうにお考えなのか、1点をお聞きしたいとします。

川角委員長 答弁を求めます。

田丸総務企画部長。

田丸総務企画部長 財政健全化計画の前提は、この計画の中でお示しをしておりますとおり、行財政改革をやっぱり徹底してやっていくということと、それから事業等につきましても実施計画で定めまして、その枠内でいわゆる事業の選択と集中とをしながら、不要不急な事業についてはしないと、こういった基本的な姿勢でつくられております。基本的にこういったスタンスをとっていけば、22年度以降につきましては計画的に公債比率も下がっていくというふうに判断をしております。特に平成7年、8年ごろを中心にした、いわゆるバブル崩壊後の公共事業による財政出動によって経済を活性化させると、こういった時期でございましたけれども、この時期

に極めて高い事業を行い、公債費を発行しておりますので、このところを乗り切って計画的な起債管理をしていけば、先ほど申し上げましたような状況に近づいていくというふうに今のところ理解しております。

川角委員長  
今村委員

続いて、今村委員。

あと標準財政規模なんですが、類似団体と比較して比較的高いんじゃないかというふうに思うわけですが、このことが今後分母の問題として大きく変わってくるんじゃないだろうかというふうに思うんですが、財政局として将来的にこの規模の適正額というのは、どのくらいだったら適正だろうというふうに思われておるのか、そこら辺についてはいかがでございましょうか。

川角委員長  
田丸総務企画部長

田丸総務企画部長。

自治体として適正な額というのがどのくらいになるかということは、それぞれの置かれてる状況がございまして、一概に言えないというふうに思いますが、基本的には、資料の中で御説明申し上げましたように、合併に伴います、いわゆる算定がえがございました。その部分がいわゆる通常の3万2,000人の市に比べて大きく標準財政規模を押し上げているように思っていますので、合併後15年を経過して単なる3万2,000人のまちななれば、当然23億という一般財源は全くなくなるわけがございまして。それを減少した数値プラス・マイナスのアルファというところが標準財政規模になっていくというふうに考えるのが適当だろうというふうに考えております。

川角委員長

ほかに質疑ございませんか。

亀岡委員。

亀岡委員

特に地方税の中で個人の市民税あたりの増減率が大きいんですね。必然的にこういったことは求められてくる傾向にあると思いますが、今後こういう方向でやっていくことが好ましいのかどうなのか、そこらについての基本的な考え方、これを少しお聞かせをいただきたいと思えます。

川角委員長

答弁求めます。

田丸総務企画部長。

田丸総務企画部長

今回の決算におきまして、地方税の中でも個人市民税がいわゆる増加をしているわけですが、これは安芸高田市が意図して増税を行ったものではございません。いわゆる税源移譲によって、この個人市民税がふえた。一方で国の所得税等々につきましては減少している。そのプラス・マイナス・ゼロの部分であるわけですが、当然それによりまして市の財政とすれば、地方譲与税、さらには地方交付税そのものが減って、三位一体改革の中で全体とすればマイナスになると、こういった構造にあるわけがございまして、個人市民税につきましては、市としてこのような傾向を続けるかどうかということではないだろうというふうに考えております。

川角委員長

ほかに質疑ございませんか。

今村委員。

今村委員 せっかく監査委員のほうに出席をしていただいておりますので、監査意見書の中からちょっとお伺いをしたいと思いますが、合併後.....。

川角委員長 暫時休憩をいたします。

~~~~~

午前11時02分 休憩

午前11時02分 再開

~~~~~

川角委員長 休憩を解いて再開をいたします。

今村委員。

今村委員 意見書の中で、これまで合併後地域間格差があって、そのまま調整が必要だったというふうなとらまえ方をされております。そして、今後は地域間の格差についてその是正を図っていく必要があるというふうに記述されておりますが、監査の立場から見た行政課題をどういうふうに感じておられるのか、そういったような事項があれば、御説明をお願いしたいというふうに思います。

川角委員長 答弁を求めます。

木原監査委員。

木原監査委員 それでは、先ほどの御質問でございますけども、旧6町の合併によりまして、本来市全体で考えられるべき行政サービス体系、例えば水道料金でありますとか固定資産税とか、そういったものにつきまして、まだ各旧町で格差があるということがありますので、こういったものについては早期に統一化を図る必要があるのではないかと考えております。確かにめり張りをつけるということで、各地域間の特殊性などを考慮する必要ももちろんあるんですけれども、公平性の点あるいは税の公平性とか、そういった点からも統一化が必要であろうということで、こういった意見を出させていただきました。

川角委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑ございませんか。

金行委員。

金行委員 ちょっと1点お聞きします。地方税等々の都市部と沿岸部と山間部ですよね、それは部長が格差があるのにはもろもろの理由があるということで、私もこの前もらったあれでも思うんですが、これは将来やっぱり人口の件、それから広さの件、それで企業誘致の件等々で、格差というのはずっとそれに比例して縮まるということはないんでしょうかね。そこらをちょっとお聞きしてみたいんですが、そこらはどう思われているのか。

川角委員長 答弁を求めます。

田丸総務企画部長。

田丸総務企画部長 私が申し上げましたのは、実質公債費比率にかかわってであります。これにつきましては、いわゆる中山間地域におきましては、下水道であ

ったり、または簡易水道であったり、そういった事業には、下水道債とあわせて過疎債や辺地債を使っておりますけども、これの繰出金が全額公債費として数値上は上がってくる。実際はこれは交付税措置が過疎債であれば7割、それから辺地債であれば8割というふうにありますけども、そういったことを考慮なしに全額繰り出しということの中で、公債費に上がってくるということが一方でありますし、先ほども申し上げましたように、本市につきましては、都市計画税は取っておりませんが、広島市を中心にして沿岸部では都市計画をひいて都市計画税を取っております。これにつきましては、いわゆる街路でありましたり、都市計画上のいろんな事業をやるための財源であります。これがいわゆる起債償還の財源としても用いることができるという理論上の措置によりまして、いわゆる分母のほうになっていくということで、そういったことから、どうしても沿岸部につきましては、過疎債等は余り用いられないで、分母が大きくなる。安芸高田市等の中山間地域につきましては、分母は依然そのままですが、過疎債等の取り扱いで分子が大きくなると、こういった関係の中で、その数値上の格差が広がってこれからはもういこうということなので御説明を申し上げます。以上でございます。

川角委員長 ほかに質疑ございますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

ここで木原監査委員は退席をされます。御苦労さんでございました。

それでは、暫時休憩をとりたいと思うんですが、今5分でございますので、11時20分まで休憩をいたします。

~~~~~

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~

川角委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

これから各所管部局ごとに審査を行います。

まず、認定第1号、平成19年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち、総務企画部所管の部分の審査を行います。

説明を求めます。まず、それまでにちょっと申し上げておきますが、前もって決算書は配られておりますので、一応歳入についてはこれでやられると思うんですが、要点だけひとつ説明をいただいて、それから後のことについては説明書、これによるということで説明を求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、沖野課長、お願いします。

沖野課長 それでは、総務課並びに選挙管理委員会関係の歳入の御説明をいたします。

総務課並びに選挙管理委員会の歳入につきましては、国からの交付金、国から示された委託金がほとんどでございます。計数を読み上げるだ

けになります。概要につきましては、先ほどの普通会計財務状況の中で説明をいたしておりますので省略をさせていただきます、歳出の説明からお願いいたします。

歳出につきましては、主要事業の成果に関する報告書で行いますので、13ページをお開きください。総務一般管理費につきましては、大きく総務一般事業、人事管理事業、文書法規管理事業及び情報公開・個人情報保護事業の4つに区分し、執行管理を行っております。

実施内容ですが、総務一般事業として表に取りまとめしております。顧問弁護士委託事業ですが、2名の顧問弁護士委託をいたしており、相談件数は14件でございます。

の送送用公用車運転業務委託事業ですが、本庁・支所間などの文書送送用公用車運転業務を委託いたしております。

の通知公報配送等業務委託事業ですが、行政嘱託員に月2回発送いたしております通知公報について、発送業務並びに封入発送業務をいたしております。

の行政嘱託員報酬ですが、501名に委嘱しております配布世帯約1万1,600世帯当たり年額4,000円としており、4,657万1,647円支出をいたしております。端数がつきますのは、年度途中で世帯数の移動があるため、日割り計算を行っているためでございます。

次に、14ページをお願いいたします。の一日総合相談開設事業ですが、各機関に要請し、総合相談を行っております。参加機関及び相談件数は、表に示しております。

市の花市の木制定事業ですが、制定及び選考委員会を設けて審議をいただき、市の花としてアジサイ、市の木として桜の議決を受けたところでございます。なお、各事業の決算額は、表に記載しておりますとおりでございます。

次に、人事管理事業ですが、給与関係として、15ページにかけまして給与関係の状況を取りまとめしております。15ページ、上段の国家公務員と比較した安芸高田市職員の給与水準を示すラスパイレズ指数ですが、平成19年度において96.1となっております。これは平成17年度から給与カットを実施いたしておることによるものです。

16ページをお願いいたします。職員研修といたしまして、独自で実施した研修の概要をまとめております。また、17ページにおいて、研修所等の研修並びに研修派遣の状況の概要を取りまとめしております。

17ページ下段の労働者派遣事業の実施ですが、18ページにかけまして派遣業務別に区分して取りまとめしております。18ページ、下段の職員研修事業ですが、労働安全衛生法により事業者は労働者に対し、健康診断を行わなければならないとされており、実施状況は表に示しております。

19ページの文書法規管理事業ですが、平成19年度中に制定・改廃した件数は281件で、内容は表のとおりでございます。例規の加除並びにホ

ームページ等への掲載の電子データベース更新に係るものが主なもので、1,205万6,877円を支出いたしております。

情報公開・個人情報事業ですが、公開請求などの状況につきまして取りまとめております。

20ページをお願いいたします。成果及び今後の課題ですが、総務一般管理事業につきましては、通知広報について、本年度から導入した行政嘱託補助員制度の活用を図り、配布作業の効率化を図ってまいりたいと考えております。

人事管理事業につきましては、特に労働者派遣事業について、労働者派遣法の改正をめぐる動きが活発化する中で、新たな雇用形態を検討してまいりたいと考えております。

文書法規管理事業につきましては、新旧対照方式による例規改正により作業量を削減し、合理化を図ってまいりたいと考えております。

また、情報公開・個人情報保護事業につきましては、ホームページを活用し、制度の趣旨について啓発を広めてまいりたいと考えております。

21ページをお願いいたします。交通安全推進費ですが、実施内容のとおり、行事・事業等、交通安全推進隊助成事業、交通安全施設設置事業を実施いたしております。

22ページ、上段の表をごらんください。市内の交通事故件数は微減ではありますが減少傾向にありますので、今後とも各種事業を通じて交通事故件数の減少を図ってまいりたいと考えております。

次に、諸費ですが、総務課分といたしまして、高等学校支援事業といたしまして、広島県立吉田高等学校創立100周年に当たり、体育館設備・整備等の補助などを行っております。

下段の防犯対策費ですが、23ページに実施内容として、防犯啓発事業、防犯連合会負担金交付事業、地域安全パトロール支援事業、防犯灯関連事業を実施いたしております。下段の表をごらんください。市内の刑法犯罪認知件数は、確実に減少をいたしております。これらの事業の成果があらわれているものと分析をいたしております。今後とも、これらの事業の継続により、さらなる減少を目指してまいりたいと思います。

24ページをお開きください。消費者行政推進費につきましても、中段の消費者相談件数のとおり、消費生活相談員を設置して以降、相談件数は減少しており、市民の消費生活トラブルは減少しているものと分析をいたしております。引き続き、特に高齢者を対象としたトラブルを減少させたいと考えております。

下段のネットワーク経費ですが、市内の主要公共施設を結ぶ光ファイバー網の維持管理費等ですが、25ページの上段の表により取りまとめております。

下段の電算処理費ですが、73業務の電算システム事業及び1人1台パソコン等維持管理事業で、26ページ、27ページに事業概要を取りまとめて

おります。

27ページ、下段から28ページ、上段の指定統計調査費ですが、7つの指定統計調査を行ったものです。

28ページ、下段の消防施設整備費ですが、耐震性貯水槽5基の設置を行ったものです。

29ページ、防災施設管理費ですが、移動系無線と広島県衛星通信施設・設備を更新整備したものでございます。

災害対策費ですが、洪水・土砂災害ハザードマップの作成を行っており、全世帯に配布いたしました。

30ページをお開きください。災害時における要援護者の救助並びに地域住民の避難には、自主防災組織の活動が大きく期待されており、設立を促進いたしております。平成19年度末の全世帯数に対する組織率は約11%であり、今年度は30%を目標に設立促進を進めてまいります。

次に、59ページをお願いいたします。下段の選挙管理委員会費ですが、選挙管理委員会の開催状況、60ページ、上段に選挙人名簿登録者数を取りまとめております。中段の選挙啓発費は、明るい選挙推進協議会への補助金が主なものでございます。下段の各選挙執行経費ですが、参議院議員選挙の投票結果などを取りまとめております。

61ページ、下段に開票事務の所要時間を取りまとめております。特に開票事務所要時間の短縮には重点的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

川角委員長  
武岡行政経営課長

続いて、武岡行政経営課長。

それでは、続きまして行政経営課所管分につきまして御説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、決算書の17ページ、18ページをお願いいたします。掲げておりますように、2款地方譲与税から、次の19ページ、20ページの10款地方交付税までにつきましては、先ほど部長のほうで総括説明の中で説明しておりますので、重複しますので省略させていただきます。

続いて、33ページ、34ページをお願いいたします。15款県支出金、1目の総務費県負担金、1節の総務管理費負担金2,098万4,000円につきましては、広島県からの移譲事務交付金でございます。

次に、45ページ、46ページをお願いいたします。16款の財産収入、1項財産運用収入、2目の利子及び配当金1,818万8,221円につきましては、備考欄に掲げてありますとおり、財政調整基金を初めとし、16の基金から生ずる基金利子収入でございます。

次に、55、56ページをお願いいたします。下段の4目雑入でございますが、行政経営課関係分につきましては、56ページの備考欄に掲げてありますとおり、2億2,516万5,283円でございます。この内訳につきましては、安芸高田市市民センター建設基金の廃止に伴う基金残高2億1,075万7,185円の受け入れ、及び市町村振興協会宝くじ助成金1,440万8,098

円の受け入れでございます。

次に、59ページ、60ページをお願いいたします。21款の市債につきましては、予算書に基づき借り入れたものでございまして、調定額33億7,980万円のうち収入済額は33億2,090万円で、収入未済額は5,890万円、これにつきましては建設事業に係る繰り越しでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。主要施策の成果に関する説明書30ページをお願いいたします。行政改革等推進費でございます。決算額といたしましては348万9,140円となっております。まず(1)の行政改革の推進につきましては、行政改革推進実施計画に基づきまして年度初め、あるいは期中におきまして副市長、総務企画部長ヒアリングを実施をいたしておりまして、重点項目の見直し、あるいは具体的な目標数値等の工程管理等を進めております。そういった計画のローリングによって、下にございますように、実施計画の見直し概要ということで、新たな重点項目の設定であるとか、既に取り組みを終了したもの等を掲げてございます。

次に、その下の18年度からの補助金の見直しについてでございます。18年度以来、それぞれそこに補助金の額を掲げておりますが、対前年度、19年度におきましては5,654万7,000円、20年度当初予算におきましては4,589万6,000円の削減という状況でございます。

次に、31ページにつきましては、行政評価システムの導入・構築ということでございます。18年度に施行導入をいたしました行政評価システムでございますが、平成19年度におきましては、全事務事業459ございますが、これにつきましては行政評価シート作成の上、実施をいたしたところでございます。また、行政評価に係る職員研修につきましても、係長以上職あるいは全職員を対象に実施をいたしたところでございます。

(3)の広島県分権改革推進計画に基づく事務事業につきましては、住民に身近な行政を総合的に市町が担うということで、サービスの向上を目指すということで、広島県と本市におきまして事務移譲具体化プログラムを策定の上、計画的に進めておるところでございます。移譲事務項目数につきましては、平成19年度は33項目、17年度からの累計につきましては46項目でございます。今年度26項目、平成21年度に14項目で、一応移譲事務年度を定めておるものにつきましては終了をいたすということでございます。交付金につきましては、合計で2,098万4,000円でございます。

次に、(4)の組織機構改革の実施につきましては、総合計画あるいは権限移譲等への対応、また厳しい財政状況を背景に本市の目指す機構改革あるいは見直しのポイントを掲げて、機構改革を実施をいたしたところでございます。

成果及び今後の課題ということで取りまとめてございますが、行政改革につきましては、第1次の計画期間が残すところ2年になったわけでございます。これまで順調な進捗状況ということでございます。今後

おきましては、特に施設の統廃合あるいは遊休未利用地の売却処分等、自主財源の確保に重点的に取り組む必要があるというふうに考えております。

それと、行政評価システムの構築につきましては、18年度試行を初め、19年度、また本年度、本格実施ということで実施をいたしてございまして、とりわけこの取り組みにつきましては定着をしつつあるというふうに考えております。

32ページのほうをお願いします。多くの職員が行政評価のほうにかかわるといことで、職員の意識改革の向上につながったものというふうに考えておるところでございます。今後は、これを施策評価に結びつけるということ、今年度はとりわけ試行実施を予定をさせていただきたいというふうに考えております。

それと、地方分権のさらなる進展あるいは道州制の導入等も今後議論が深まってくるというふうに思っておりますが、今後、県からの事務移譲、あるいは職員数が減少する中で、専門知識の必要な職員の育成等も考えていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

それと、組織機構改革につきましては、昨年10月に部課の統合あるいは支所の指揮命令系統の明確化等を行ったわけでございます。また、あわせてグループ制の導入等も行ったわけでございますが、今後こうした取り組みにつきましても、一定の検証を行う中で継続的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上であります。

川角委員長  
佐々木財務管理課長

続いて、佐々木財務管理課長。

それでは、財務管理課の決算について御説明いたします。

初めに、歳入から御説明いたしますので、決算書の23、24ページをお開きください。13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節総務管理使用料の収入済額が175万3,490円でございます。主なものは、市有地に設置されております中国電力やN T Tの電柱などの敷地使用料でございます。

次に、45、46ページをお開きください。16款の財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入の収入済額が1,468万8,020円で、そのうち財務管理課分は1,284万9,040円で、これは普通財産の土地・建物の貸付料でございます。主なものでは、コメリ八千代佐々井店の敷地が388万8,000円、促進住宅の敷地と駐車場が280万4,760円、佐々部診療所の住宅が150万円、射撃場の敷地が53万2,400円、バス車庫の敷地が45万7,000円となっております。

次の47、48ページをお開きください。2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節不動産売払収入の収入済額が6,492万2,853円で、主なものは元吉田高校八千代分校グラウンド跡地の売り払いが5,294万5,500円、同校グラウンド付近の里道の売り払いが434万8,884円、高宮町の榎木団地1区画の売り払いが265万9,633円となっております。

次に、55、56ページをお開きください。5項雑入、4目雑入、3節雑入

でございますが、右端の備考欄の上から3行目の財務管理課関係雑入の収入済額が1,767万7,112円でございます。主なものは、八千代カントリーの前期分の賃貸料が1,297万3,463円、たかみや湯の森ほか8件の建物災害共済金が364万7,070円、新庁舎の建設に関連しまして共同企業体へ一時的に貸し付けた土地の代金が41万7,760円となっております。

なお、八千代カントリーとのゴルフ場用地の賃貸借契約は、昨年7月1日で終了いたしております。歳入については以上でございます。

次に、主要施策の成果について御説明をいたします。成果に関する説明書の32ページをお開きください。13、入札工事検査管理費から御説明いたします。決算額は244万6,732円でございます。契約事務システムのリース料と県の電子入札等システムの共同利用に伴う負担金が主なものでございます。広島県の電子入札等システムを利用して、平成19年4月から測量コンサルの入札を、また10月からは建設工事の電子入札を本格的に実施いたしました。今後とも電子入札を推進してまいりたいと考えております。

次に、33ページの14、土木職員研修費でございますが、決算額は63万5,250円でございます。建設工事を担当する職員の研修を広島県建設技術センターへ委託した委託料でございます。今後とも積極的に研修を実施して、市発注工事の品質を向上させてまいりたいと考えております。

次に、15、財産管理総務費でございますが、決算額は2,722万9,962円でございます。市有財産の管理に要した費用でございます。土地建物の異動状況につきましては、後ほど決算書に基づいて説明をさせていただきますので、34ページをお開きください。歳出の主なものでは、保険料が416万6,898円、業務委託料が126万4,884円、土地賃借料が1,675万2,293円、維持修繕工事費が75万6,000円、補助金が350万円でございます。市有地で利用する予定のない土地につきましては、早期に処分をいたしまして、自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、16、庁舎管理費でございますが、決算額は1億523万3,469円でございます。本庁と支所の庁舎管理に要した経費でございます。歳出の主なものでは、空調用ボイラーなどの燃料費が465万1,224円、光熱水費が3,162万8,352円、業務委託料が2,942万3,800円、保守点検委託料が1,401万7,246円、土地建物の賃借料が1,489万241円でございます。現在、支所庁舎の利活用と各種業務委託料の節減に取り組んでいるところでございます。

次に、17、一般車両管理費でございますが、決算額は3,668万5,018円でございます。平成19年度末の車両総台数は199台で、そのうち社会福祉協議会などへ28台貸し出しをいたしております。財務管理課が管理している車両は171台でございます。その171台のうちリース車両は41台でございますが、財務管理課が支出した台数は32台でございます。また、平成19年度に車検を受けた車両は78台ございました。主な経費は、燃料費が1,083万4,056円、修繕料が854万3,601円、手数料が137万5,472円、

保険料が798万8,928円。

次のページをお開きください。リース車両の賃借料が584万6,610円、車検に伴う自動車重量税が168万5,600円でございます。財務管理課が管理している車両のうち軽自動車は72台、率にして42.1%でございますが、車両全体の55%を軽自動車にするという目標を掲げておりまして、目標の達成に向けて努力をしまいたいと考えております。主要施策の成果については、以上でございます。

それでは、最後に財産に関する調書を御説明いたしますので、恐れ入りますが決算書の325、326ページをお開きください。ここでは、決算年度中に異動のあった財産の増減高と主な増減理由を御説明いたします。なお、説明に当たりましては、分類がえという表現を用いますが、分類がえとは、財産の分類区分相互間の異動のことでございます。異動元は減少し、異動先は増加をするということになります。

それでは、公用財産の庁舎から御説明いたします。土地が1,893.03平米減少しております。これは駐車場の用地を新たに3,794平米取得し、駐車場用地として925.84平米を普通財産のその他から分類がえをしましたが、第1分庁舎などの土地6,612.87平米を公共用財産のその他施設などへ分類がえをしたことなどによるものでございます。右に移りまして、建物の木造が901.78平米減少しております。これは旧第3分庁舎、もと教育委員会が入居していたところでございますが、旧第3分庁舎を普通財産のその他へ分類がえをしたことによるものでございます。右に移りまして、非木造が2,543.27平米増加しております。これは新庁舎4,695.30平米を新たに取得し、第1分庁舎など2,152.03平米を公共用財産のその他施設へ分類がえをしたことによるものでございます。

次に、警察・消防施設でございますが、土地が3,825.78平米増加しております。これは消防本部訓練棟の土地2,120.20平米を公共用財産のその他施設から警察・消防施設へ分類がえをするとともに、防火水槽の土地720.06平米を新たに取得したことなどによるものでございます。

次に、公共用財産の市営住宅でございますが、建物の木造が171.94平米減少しております。これは向原町の尾原住宅1棟の面積を二重に計上してありましたため、1棟分を削除させていただくものでございます。右に移りまして、非木造が224.33平米減少しております。これは甲田町の春日住宅4棟の取り壊しによるものでございます。

次に、その他施設でございますが、土地が2万3,308.79平米増加しております。これは、少年自然の家1万3,271.52平米を普通財産のその他から分類がえをし、中央保健センター3,172.39平米及び旧第4分庁舎1,468.79平米を公用財産の庁舎から分類がえをし、清流園の処理場用地2,304平米を新たに取得したことなどによるものでございます。右に移りまして、建物の木造が1,642.87平米減少しております。これは地域づくり拠点施設でございました、元美土里町の横田小学校を解体したことなどによるものでございます。右に移りまして、非木造が1万3,654.8平

米増加しております。これは、少年自然の家3,278.15平米、市民文化センター8,132.31平米を新たに取得するとともに、中央保健センター1,680.59平米を公用財産の庁舎から分類がえをしたことによるものでございます。

次に、普通財産でございますが、山林の所有が9万9,000平米増加しております。これは八千代町向山字大原60番12の山林11万232平米を、実は誤りまして1万1,232平米と計上をいたしておりました。そのため、このたび不足しておりました9万9,000平米を計上させていただいたものでございます。

次に、その他でございますが、土地が4,539平米減少しております。これは八千代町の山中グラウンド3,529平米を富士メディカル株式会社へ売却し、少年自然の家の土地1万3,271.52平米を公共用財産のその他施設へ分類がえをし、八千代カントリーへ賃貸しております山林1万5,331.54平米を計上したことなどによるものでございます。右に移りまして、建物の木造が901.78平米増加しております。これは旧第3分庁舎を公用財産の庁舎から分類がえをしたことによるものでございます。次に、建物の非木造が86.2平米増加しております。これは旧第3分庁舎140.2平米を公共財産の庁舎から分類がえをし、高宮町の竹貞地区農機具格納庫54平米を公共用財産のその他へ分類がえをしたことによるものでございます。

以上で説明を終わります。

川角委員長 それでは、まず以上の3課について審査を行いたいと思うんですが、ちょうど今12時になりましたので、ここで質疑は午後に戻しまして、1時まで休憩といたします。

~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

川角委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

午前中、総務関係、行政経営、そして財務管理という3課の説明をいただいたんですが、この3課について、これより質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。

杉原委員。

杉原委員 午前中、説明をいただきました中で、歳入についてお尋ねをいたします。

今の大変財政厳しい中での説明を聞いたわけではありますが、税の市民税、固定資産税それぞれ収入未済額と不納欠損が出ておるわけではありますが、公平性におきましても遺憾なことでありますし、事業を実施していきますにしても、起債を返還をしていくにいたしましても、財源がなくて……。

川角委員長 ちょっと済みません。杉原委員さん、予算の歳入関係については一応

総括的な質疑は済んでいるんですよ。今の税に関しては税務課のところになり、そっちの所管分ではないので。

杉原委員

それでは、それでいきます。

川角委員長

どうですか、今の。税務のほうでいきますか。

それでは、ほかに質疑ございますか。

明木委員。

明木委員

まず15ページのほうで、人事管理が出てると思うんですけど、市にはたくさん委員会等、協議会等が設けられてまして、その報酬が出てると思うんですけど、総トータルで幾らの支出があったのか、お伺いいたします。

川角委員長

答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~

午後1時03分 休憩

午後1時05分 再開

~~~~~

川角委員長

それでは、再開をいたします。

武岡課長。

武岡行政経営課長

ただいまのお尋ねでございますが、各種委員会等の委員報酬、また非常勤等職員の報酬の総額ということでございます。ちなみに委員等の報酬の総額につきましては、1億4,090万5,225円となっております。また、非常勤特別職の報酬につきましては、1億3,970万9,471円でございます。以上であります。

川角委員長

明木委員。

明木委員

資料の24ページの消費者関係のところですけど、現在、多重債務者というのはどれくらいいらっしゃるのか、またこれの消費者の関係でいけば、個人破産とかいうのもあると思われるんですけど、そのあたり市内に今どの程度、19年度の実績でどのくらいあったのかをお伺いいたします。

川角委員長

答弁を求めます。

宮原主幹。

宮原総務課主幹

失礼します。平成19年度の多重債務にかかわる相談につきましては、当窓口では相談は承っておりません。全国的にいいますと約1,000万人以上の方が多重債務に苦しんでいるという状況、このようになっておりますが、当市における状況については現時点、把握はできておりません。個人破産の件数につきましても、相談件数は平成19年度はございませんので、当市の状況、現時点ではわかりかねるという状況でございます。

川角委員長

明木委員。

明木委員

わかりました。

それでは、35ページ、36ページのところでですけど、今後の課題ということで、軽自動車の割合を55%まで引き上げるということですけど、費用

対効果を考えて、リッターカーで今リッター20キロ以上で走る車がありますけど、その辺も考えられた上での軽自動車のほうが割安ということで、これは今後の対策として考えられてるんでしょうか。そのあたりどのように試算されたのかをお伺いいたします。

川角委員長 答弁を求めます。

佐々木財務管理課長。

佐々木財務管理課長 今、何とかカードと言われましたですが、そこらまでは詳しく比較検討した上での軽自動車の率を55%にするということではなく、通常の維持管理費、特に車検が主ですが、車検と、それから燃費、そこらを考えて55%にしたいという目標を掲げたわけでございます。以上でございます。

川角委員長 明木委員。

明木委員 今言ったのは、燃費を考えた上で本当に軽自動車がいいのか、それとも軽自動車でも今は燃費のいい車がありますので、実際に。そのあたりをどのように試算されたかということで聞いたわけですけど、それをされていないというのであれば、やはり今、財政が非常に厳しい中で、そういうのを一々小さいところまでチェックして、それをどのようにするか、今後の課題としてこちらに取り上げるべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

川角委員長 答弁を求めます。

佐々木財務管理課長。

佐々木財務管理課長 今、委員さんおっしゃいますように、燃費のほうもひとつ検討してまいりたいと思います。以上でございます。

川角委員長 ほかに質疑ございますか。

穴戸委員。

穴戸委員 14、15ページになりますけれども、職員の給与の関係についてちょっとお伺いいたします。

特に15ページのウのラスパイレスの関係、これはいろいろ異論もあるわけですが、ここで見ますと、安芸高田市と県内平均、全国平均見ましても、市の職員は相当少ない、下がっておりますね。少ないといえますか、指数が下がってる。そこら辺について、当然この指数というのはあくまで目安というふうにも思いますが、ここらの差がやっぱり職員の労働意欲といえますか、そういうことにもかかわるし、地方交付税の算入額にもかかわってくるのではないかというふうに思うんですね。そういうところで、この数値を行政として、執行部としてどういうふうな判断でこれから20年度へ反映させておられるのかどうか、そこらちょっと考え方をお聞きしたいと思います。

川角委員長 答弁を求めます。

田丸総務企画部長。

田丸総務企画部長 職員の給与につきましては、実は財政健全化計画の中でも示しておりますとおり、部長以下主事に至るまで、それぞれの給料表の級の対応に

よってカットしております。このカットを戻せば、それなりの水準には行くんだらうというふうに思いますが、現在の段階では、そういったことで職員の理解をいただいているということで、これだけの96.1という数字になってます。

御案内しておりますように、まずは平成22年をピークにした、いわゆる公債費の増等ございますので、この5年間につきましては職員の皆さんにも賃金のカットを引き続きお願いをして、この水準でとどめてまいりたい。このカットがないと、御承知いただいておりますように、いわゆる経常的な経費と経常的な収入を比べてみても、経常的なやはり支出のほうが上回ると、こういった非常に厳しい状況ですので、これは引き続いて職員の皆さんに御理解をしていただくようにしてまいりたいというふうに考えております。以上であります。

川角委員長 穴戸委員。

穴戸委員 そこらは、職員さんについても各地方自治体の内情に、財政力に応じてはやむを得ない措置でもあるというふうには思いますけれども、20年度においてでも地方交付税が増額になっておったものが、職員の給与には回らずに他の修繕費等には回っておる。そこが悪いとかいいとかいう問題ではないんですけれども、私は職員の労働意欲というのが阻害されるということがちょっと心配なんですけども、そういうことは一切ございませんか。

川角委員長 答弁を求めます。

田丸総務企画部長。

田丸総務企画部長 今年度につきましては、いわゆる地方再生というふうなことの中で、思わぬ形での交付税の増という形にはなりましたが、基本的にはこれが恒常的なものとして将来にわたって担保されるものというふうには私ども理解してません。あくまでも一過性のものになる可能性のほうが高いというふうに考えております。したがって、今年度こうした交付税等の増につきましては、補正でもお願いしましたとおり、繰上償還に使ったり、起債を一般財源で対応する等々のやはりそういった措置をとらせていただいて後年度の負担を抑えていくと、こういった措置をとらせていただいたところであります。

こうした恒常的な問題につきましては職員も当然十分理解もしておりますし、さらにはまごころ連絡員等、市民の住民サービスの拡充につきましても快く協力いただくような、そういう状況になっておりますので、特に賃金だけでなしに、今からの行政のあり方を含めて、しっかりと職員と議論をしながら前向きに対応してまいりたいというふうに思います。以上であります。

川角委員長 ほかに質疑ございますか。

今村委員。

今村委員 3点ほどちょっとお伺いをいたします。

まず、人事管理の点でございますが、将来職員体制のあり方とも関係

をしてまいります。財政面から見れば、将来負担額の中で、今度は職員の退職手当の負担額まで含めた形での財政的な面をにらんだ形での人事管理も必要であろうというふうに思うわけです。それに対する基本的な考え方と、それからもう一方、職員外の労働行政に伴う関係でございますが、今の制度改正の中で、やはりある程度の任用はやむを得ないかなというふうに思うわけです。そのためには、市内の活性化にもつながりますし、そこら辺の対応を、基本的にそこへ行政ニーズのほうを満足する手法として模索していく必要があるというふうに今後の課題としてとらえられておりますが、その基本的な考え方について、どういうふうに人事管理面から御検討を考えられておられるのかというのがまず1点でございます。

それから、過去3年間によって行われました行政評価システムのことでございます。いろんな形で調査研究をされ、各事業ごとに多くの項目について研究をされました。そして、そのことは今年度から施策展開に持っていきたいということでございますが、これまでの成果の中で、事務事業評価をされた中で、職員の意識改革であるとか、それから事務事業の手法について視点が変わったであるとかという形で総括をされておりますが、具体的に事務事業の研究の中で、この点が非常にすばらしい形で成果となってあらわれたというような例があればお示しを願いたいというふうに思います。

それと、今後施策展開をするということでございますが、市長がおられませんが……その施策評価についての今後のあり方については、これまで事務事業評価については3年間にわたっていろんな形で研究をされてきましたが、そこには、やはり行政ニーズによる施策展開というのが行政評価の大きな課題だろうというふうに思うわけです。そのためには、こういったような形で市民ニーズと施策とを結びつけられるお考えなのか。その2点について方向性をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

川角委員長

答弁を求めます。

田丸総務企画部長。

田丸総務企画部長

まず最初の退職手当等の問題を織り込んでということでございますけれども、これにつきましては、財政健全化計画の中でも、年々退職をするだろう、そういった職員を想定しながら盛り込みをしておりますので、その中でやはり毎年度整理をしていきたいと、こういうふうに考えております。

それから、他の職員の問題でありますけれども、行政のサービスを低下をさせないで、冒頭、説明のときにも申し上げましたけれども、なおかつ交付税が23億減っていく。その状況に対応していくためには、ある特定の部分等につきましては民間のほうへ委託をする、もしくは指定管理者制度でお願いをする等々のことを含めて対応をしていかないと、この23億という数字はクリアできないんだろうというふうに、どこをどうこう

するという現在の段階でのものはございませんけども、基本的にはそのような形にならざるを得ないというのが実態だろうというふうに考えてます。そういった意味では、これから給食センターの問題を含めて、後ほどの管理運営も含めて今から協議をするようになっておりますので、そういったことを含めて、これからしっかりした議論をしていって、そうしたいわゆる3万2,000人の通常の市が抱える職員というのは、ある程度把握をすることができますので、そういった方向へ押し込めていくと、そういった道筋をつけていく、そういった時期に来てるだろうというふうに考えております。

次に、行政評価でございますけども、成果ということではありますが、個々の事業につきましては置いておきまして、この21年度の予算の編成からこの行政評価をいわゆる予算編成に生かしていくと、こういった段階にやっとなったということでございます。そういった意味では、行政評価の本来の機能が一つずつ着実に具現化をしてるということだろうというふうに思いますので、それが成果なんだろうというふうに思っております。

それから、市民ニーズをどのように把握をして施策にということでございますけども、基本的には現在の段階では長期総合計画に基づきまして実施計画を組み、そして各種の計画が策定をされてます。例えば健康21であるとか、そういった指標を持った計画が策定をされておりますので、施策の体系に沿って施策評価をしていくシステムをつくるためには、まずそこらあたりの数字なり状況を反映させていくということが必要なだろうというふうに思っております。当然その中には市長のマニフェスト等々もございますので、そういったものを盛り込む形の中で、まずは施策の体系、そして評価のシート等をつくっていききたいというふうに考えております。以上であります。

川角委員長 答弁は終わりますが、ほかに質疑はございますか。

今村委員。

今村委員 今、後段の施策との展開の仕方でございますが、やはり必要なのは、これから本格的な形での行政評価の仕組みが導入されようとしておるわけですが、原点は市民ニーズをいかにその施策に反映させるかということだろうと思うんです。そのことは、例えば事務事業においても3年かかってそういった形のものが出てきましたが、やはりニーズの掘り起こしにはかなり具体的な形での調査・分析が必要だろうというふうに思うわけですが、そこら辺を今、総合計画なり、あるいは市長のマニフェストという形で示されましたが、本当にそれだけでいいのかどうか、そこら辺を改めて検証されるお考えはないか、お聞きをしたいと思います。

川角委員長 答弁を求めます。

田丸総務企画部長。

田丸総務企画部長 まず現在の状況でございますけども、極めて厳しい行財政の状況がございますので、そういった意味では、むしろこの間の長期総合計画や各

種計画、そして市長のマニフェスト等に沿いながら、ある意味大胆な施策の選択と集中が求められます。そういった意味では、広く市民のニーズを求めてということよりも、ある意味では政策的な市長の判断の中で施策展開を押し切っていくという段階にもあるんだろうというふうに思います。したがって、現在の段階では、先ほど申し上げましたように総合計画なり実施計画、そして財政の健全化計画等々、さらには具体の計画が動いておりますので、それをいわゆる施策の評価の中に生かしていくという形をとるべき時期なんだろうというふうに思います。

これがある程度軌道に乗り、もしくは市長のそういった判断の中に新たなものが出てくれば、当然そうした中で市民のニーズがどこにあるかということを変更して広く聞くということはあるんだろうというふうに思いますが、現在の段階では、やはり先ほどから私が申し上げてるような形で進んでいくべきなんだろうというふうに考えております。以上であります。

川角委員長 暫時休憩いたします。

~~~~~

午後1時27分 休憩

午後1時28分 再開

~~~~~

川角委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。  
今村委員。

今村委員 そこへ突っ込もうとは思いませんが、また機会を改めてやりたいと思います。

次に、前年度、洪水・土砂災害のハザードマップを作成されました。その中で住民向けのそういうマップは、それなりに効果はあるというふうに思いますし、自主防災の組織の編成にもつながってるというふうに思いますが、現象的には、いわゆる今度は災害地として見た場合に予測される場所、例えば洪水の面に関して言いますと、水面より低いところであるとか、それから排水の非常に状況の悪いところといったようなことが現実あるわけです。そうすると、このこととハザードマップの作成とともに、そういった地域的な課題はどういうふうにとらまえておられるのか。そこら辺についての成果があれば、お聞きをしたいというふうに思います。

川角委員長 答弁を求めます。

田丸総務企画部長。

田丸総務企画部長 ハザードマップにつきましては、一応この間の情報整理をして、危険箇所並びに避難場所等について明記をして全世帯にお配りしたと、こういった段階であります。実際そうしたものをつくって、自主防災組織等をやはりお願いするという今、時期に来てるんだろうというふうに思いますけども、現実の問題として、支所別懇談会でも出ましたけども、じゃあその避難場所へ行く道路がどうなのかとか、やはりいろいろ課題が

出ております。そういった意味では、今回そういったマップを発行したということ踏まえて、そういった施設、避難場所としてのいわゆる機能にどういった課題があるのかということについても1回整理をするようにということ今指示しておりますけども、今年度、そうしたことが新たな課題として整理をされ、また次につながっていくんだろうというふうな理解をしております。

川角委員長 ほかには質疑ございますか。

秋田委員。

秋田委員 1点ほどお伺いいたします。32ページの入札工事検査管理費についてでございます。それで、電子入札については19年の4月からということ取り組まれたと、ここに書いてありまして、また入札の状況として、建設工事のほうで55.9%の実施率と、それから測量コンサルのほうで82.1%という実施率の違いが出ておりますが、ここらあたりで実施率のこの2つのことについて、違いについて何か理由があったんだとすれば、その説明と、これが成果としては確かに調達等のコストの低廉化及び業務効率化ということで、19年度予算よりは40万円ぐらいほどはたしか削減になってると思うんですが、今後この電子入札の比率を高めていく必要があるということで課題とされておりますが、この課題の中で、この比率を高める上において、業者も含めた課題はあるのかないのか、そこらあたりのお考えをちょっとお伺いしたいと思います。

川角委員長 答弁を求めます。

佐々木財務管理課長。

佐々木財務管理課長 まず、建設工事と測量コンサルの実施率の違いでございますが、実は先ほどもちょっと御説明したんですが、平成19年の4月から最初に測量コンサルの入札を行っております。それから、同年の10月に入りまして建設工事の電子入札を本格的に実施したということで、実施時期の違いがあったということが大きな要因でございます。

それから、あと電子入札の比率の関係でございますが、可能な限り電子入札に移行していきたいと考えております。ですから、電子入札するに当たっては県のほうへまず一応登録なんかする必要があるんですが、そこらのものも、機会をとらえまして、いろんな業者さんのほうへぜひ登録のほうをしていただきますようにということをお願いをしたらいいところではございます。以上でございます。よろしいですか。

川角委員長 続いて、秋田委員。

秋田委員 55.9%ということは、10月からだったのでということで理解いたしましたけども、ここらあたりが今年度、20年の4月からまた始まっているはずなんですけども、大体数値はどのぐらいになるのか、その目標というか、55.9からどれぐらい上げられるのかということと、ちょっと業者さんのほうの課題という形で、今からいろいろと説明等をしていくという話でございましたけども、業者のほうに課題があるとしたら、そこらあたりはしっかり把握して、入りやすい入札にさせていただくようにするの

が基本だと思うんですが、そこらあたりの答弁をもう一度お願いいたします。

川角委員長 答弁を求めます。

佐々木財務管理課長。

佐々木財務管理課長 課題、今年度の実施状況は、ほぼ、ほとんど現在のところ建設工事につきましては.....。済みません。建設工事と測量コンサルは既に、随契以外の入札でございますが、それは現在のところ100%行っております。

川角委員長 いいですか。

佐々木財務管理課長 あと業者の方の中に電子計算、パソコンですが、そこらをちょっと使うのが難しいとか費用をかける割には効果が少ないと言われる方もおられるわけですが、そういった方につきましては電子入札とあわせて紙による併用の入札をしていただいております。ですから紙で入札の書類を、入札書を持ってこられたときには、ぜひとも電子のほうへ移行していただくようにその都度お願いをしておるところでございます。以上でございますが。

川角委員長 ほかに質疑はございますか。

岡田委員。

岡田委員 説明書の24ページですけど、消費者行政の推進事業ということで59万1,740円ということになっておるんですが、これはこれでええんですけど、普通相談件数が、これにも書いてありますが、減ってきてると。これからどうするかということもアンケートとかいう分ですが、実際この時点でどこが減る状態だったんですか。普通こういう時世ならふえてくる、逆にどんどんどんどんふえるような状況ですよ、社会状況が。何が問題だったんですか。

川角委員長 答弁を求めます。

沖野総務課長。

沖野総務課長 相談件数が減ってきておる理由というように受け取りましたが、これには当然消費者生活のトラブル等を含めた啓発活動を行っております。これらのことが功を奏して相談件数が減ってきておるのではないかとこのように分析をいたしております。以上でございます。

川角委員長 ほかに質疑ございますか。

亀岡委員。

亀岡委員 31ページのところから組織機構改革の実施と、続きまして成果及び今後の課題ということがいろいろ強調されております中で、地方分権の推進、道州制導入を踏まえてというようなところがありますね。これを見ますときに、この決算年度も含めまして思いますには、やっぱりこれからの地方自治を本当に守っていくということを考えますと、行政改革とかいったことを国や県と同じあり方で考えてはいけんのじゃないかと思うんですね。私もよく申し上げるんですが、国は県を絞りと、県は市町を絞るといふ流れになってきておりました、要するに国や県が改革という形で行うとおりは末端の地方行政、地方自治のところでなかなかその

とおりにいかないんですね。御承知のように、少年自然の家も市のほうが受けて実際現在運営しとるわけですが、これも県の行政からいいますと行政改革の大きな県としては成果なんですね。だが末端においては、それは政策的に青少年の社会教育とかの拠点とかいろんなそういった考え方で取り組みもあったんだということには位置づけていけるとは思いますが、実際にはなかなか地方分権、特に分権いうようなことになりますと、やはりさっきから言いますような国は県におろし、県は地方におろしていくということになりますと一番分の悪いのは末端の行政が、実際には分権でそんなに大きなそこに住む住民の得にはならないようなことを最後に末端の地方自治行政がやらないといけんのだというような形になってきて、なかなか本当の意味で地方自治の進展、発展につながるのかということとそうでない面も大いにあるんですね。そこらのことをよく認識をしながらこれからの地方自治行政は進めていかないといけんのじゃないか、このように思うわけですが、そこらの点についてのお考え、認識、そういったところをどのように受けとめておられるのか改めてお聞きしたいと思います。

川角委員長 答弁を求めます。

藤川副市長。

藤川副市長 ただいまの質問ですが、まさに委員さんが申されたとおり、地方分権、特に三位一体で、その中で税、補助金、交付税ですね、交付金等がございますが、総合的には地方にとってはありがたい中身になっておる部分がございます。先ほど今村委員さんも成果主義、それを施策反映にいかんという御質問がございましたように、やはり今のシステムでは我々の自治体は先ほど収入の構成を見ていただきましたように交付税が一番頼っておるといのが、これは事実でございます。従来財政収入額に対して財政需要額、その差額は国において全国どこの自治体に住んでおってもまああの施策展開をしようということとそういった交付税措置をしていただいていたわけですね。それを今まで我々地方の自治体も国、県の足並みに沿っていろいろな施策を展開してきた事実も当然あるわけです。その結果こういった各自治体が大きな債務を抱えておるといのも事実でございます。いずれにいたしましても基本中の基本ですが、やはり先ほどから出ておりますように足腰の強い財政基盤、住民ニーズに合った政策ということになりますと先ほど部長が申しましたとおり安芸高田市の総合計画と財政推計計画等を十分毎年見直しをしながら、その収入、歳出を点検しながらやっていくというのが私は基本であろうと思います。そのための推計を立て、それぞれ各部課において点検をしておっていただくわけでございますので、要するに単なる今まで査定を要望どおりどんどん上げさえすればつくという意識でなくして、成果主義といいますが、そういった効率性、優先順位をそれぞれの課がそれぞれのグループで協議していただいたものをこの安芸高田市の予算へ反映するような各現場が真剣にそれぞれ精査をしながら上げていくのが一

番の基本だろうとっております。

あとの財政の仕組みは、国の動向、県の動向を見ながらもございませうが、基本は地方自治体はどうしてもそういったものをしっかりととらまえていかないと、ついつい惰性でいくと大きな後世に債務を残すようになりますんで、そういったコスト削減等十分しながらいく必要があるうかと思ます。以上でございます。

川角委員長 ほかには質疑はございませうか。

藤井委員。

藤井委員 主要施策の説明書の19ページの情報公開についてお伺いしたいと思ます。情報公開請求が市長に対して25件請求が来ておりますが、そのうちの公開されてるのが12件、一部公開が10件、非公開が3件。ここの全面公開ができない大きな問題点というのはどういうことであつたのか。不服申し立ても1件あるわけでございますので、ここらの説明をお伺いしたいと思ます。

さらに次のページに情報公開・個人情報保護審査委員会がございまして、開催をされておりますが、ここの内容を見てみますと諮問がほとんどで、内容としては1件ということでございませう。委員が大体5名だろふと思ます。委員が大体5名だろふと思ます。定期的ではないと思ます。そこらあたりどういふ内容が出て委員会を招集されてるのか。これも費用弁償も結構かかつてると思ます。内容から見てもそう時間がかかるような問題でもないのかなという思もするんですが、そこらあたりどういふ開催目的で招集されてるのか、そこらあたりをお伺いしたいと思ます。

川角委員長 答弁を求めます。

沖野総務課長。

沖野総務課長 まず非公開の理由でございますが、これは個人情報が含まれておるため非公開としたものでございませう。

また、情報公開・個人情報保護審査会でございますが、個人情報の保護はいわゆる法律で定めがある場合または本人同意がある場合、これは当然公開しても構わないわけです。その他公益上必要な場合には情報保護審査会の意見を聞いて公開するというような条項が含まれておりますので、これに該当するような場合などに審査会の開催を要請し、審査会の意見を聞きながら判断しておる、こういう状況でございます。以上でございます。

川角委員長 よろしいですか。

藤井委員。

藤井委員 ここの審査委員会のメンバーは、どういふ方が審査委員になられてるのか。

それと個人情報保護法があるから一部公開であるとか非公開になつて、そこはわかるんですよ。何かがひっかかっているから公開できてないということなんですけれども、そこらあたりもう少しどういふんですか、

具体的に答弁ができればお願いしたいと思うんですが。

川角委員長 答弁を求めます。  
沖野総務課長。

沖野総務課長 情報公開の具体的な事例ということだろうと思いますが……。済みません。その前に個人情報保護審査会の委員さんのお名前ということでございますが、一つは県立広島大学の准教授、一つは広島経済大学の教授、一つは医師、一つは弁護士、また有識者の方、5名で構成をされておる委員会となっております。

次に、具体的な事例ということでございましたが、先般の一般質問でございましたように災害時の要援護者の方の情報を行政で把握する場合にはどのようにしたらいいかという問題ですが、要援護者の方はいわゆる個人情報でございますので、それを外部に提供することなどは、いわゆる法の定めがある場合、あるいは本人の同意がある場合、このような事例が出てくるわけでございます。そのような事例に対応するために審査会の意見を聞き、こういうことで情報収集するのが妥当かという意見を聞きながら進めておるといふ、こういう内容でございます。以上でございます。

川角委員長 ほかに質疑ございますか。

〔質疑なし〕

質疑はなしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。

2時10分まで休憩をいたします。

ここで説明員の方入れかわりがあると思いますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

午後1時53分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~

川角委員長 それでは、休憩を閉じて再開をいたします。  
続いて、関係課長から要点の説明を求めます。  
竹本政策企画課長。

竹本政策企画課長 それでは、総務企画部政策企画課の19年度決算について説明をいたします。

歳入につきましては、平成19年度安芸高田市決算書に基づき説明をさせていただきます。

決算書の23、24ページをお開き願います。13款使用料及び手数料の1目の総務使用料、節の2総務使用料、収入済額568万5,325円のうち無線アクセス事業に伴う使用料収入として488万9,325円となりました。内訳は、吉田町小山、竹原地区49件分と甲田町小原地区56件分、計105件分の使用料収入でございます。

続きまして、同じく13款の4目労働使用料、市営駐車場使用料金として向原、甲立駅の駐車場利用として269万8,293円の料金収入となりました。

続きまして、35、36ページをお願いいたします。15款の県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金収入済額4,100万2,679円のうち備考欄に記載してありますように生活交通路線維持費補助金として129万2,000円、県補助金としての収入となりました。

続きまして、45から46ページをお願いいたします。16款の財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入済額の1,468万8,020円のうち神楽門前湯治村に指定管理委託をしています道の駅、ポプラの貸付収入33万6,000円をそこに含んでおります。

続きまして、55、56ページをお願いいたします。20款の諸収入、5項雑入の3節雑入の政策企画課関係雑入といたしましては、備考欄にありますように全体で4,612万6,281円でございます。内訳として主なものは、第2庁舎建設に伴うNEDOより省エネルギー普及促進費として4,026万2,103円、ちゅうごく産業創造センター助成金として250万円、そして土師ダム周辺にありますはじ丸館使用料として国土交通省土師ダム管理事務所から266万6,160円等でございます。政策企画課としての雑入の収入未済額等はありません。

以上で平成19年度歳入決算の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。歳出の説明は、19年度主要施策の成果に関する説明書に基づいて説明をさせていただきます。

36ページをお開き願います。上段、18、文書広報費でございますが、市民の皆さんへの的確な情報提供を行うため広報あきたかたの毎月発行と市のホームページの管理運営を行いました。支出の主なものといたしましては、広報紙の発行に伴う印刷製本費として420万5,964円とホームページの保守管理委託料として93万2,400円でございます。広報活動に関する成果と課題であります。リニューアル及び新設したコーナーや特集を組むなど内容の充実に努めてきました。今後は、さらなる内容の充実と住民の視点に立った情報発信に努めていく必要があります。また、ホームページのリニューアルに関しましては、本年7月に行ったところでございます。

続きまして、19の公聴費ですが、市民の皆さんの意見等を市政に反映するための公聴活動として19年度も継続して支所別懇談会、自治懇談会、団体懇談会を開催いたしました。開催状況等につきましては、37及び38ページに記載していますので、御確認いただきたいと思います。各種懇談会とも合併後4年経過という中で制度として定着してきたと言えますが、平成18年度以降参加者が減少の傾向にあり、開催の時期及び内容等を検討する必要があると思います。

続きまして、38ページの20、交通対策費ですが、交通対策としては主

に生活交通確保として乗合バス、予約乗合タクシー、JR向原駅、吉田口駅、甲立駅の駅舎と駐車場及び高速バス停の維持管理等の運営を行いました。乗合バス19年度運営補助負担として備北交通に1億1,145万7,000円、北広島町に187万4,000円となりました。予約乗合タクシー事業は、平成17年8月から試験運行を行っていますが、年々少しずつではありますが、利用者増の傾向であり、制度として定着してきたと考えています。

39ページの表1に月別の利用者数、委託料支払額等、表2に年代別利用者数の状況を示していますので、参考にさせていただきたいと思います。

なお、予約乗合タクシー事業の19年度支出額は、年間で347万7,000円となりました。

駐車場管理につきましては、19年度に条例の整備と向原駅、甲立駅につきましては一時利用者用に自動発券機の設置工事を行い、利用促進と事務の軽減を図りました。駐車場の利用状況及び自動発券機設置工事費につきましては、39ページ下段の表のとおりでございます。

生活バス路線の見直しについては、少ない経費で最大の効果を目指して通勤、通学と高齢者の通院と買い物に重点を置いた、また吉田の中心に直通便とするダイヤ編成を19年度10月から行いましたが、JRとの連携が不十分となったり市民とのニーズとの違いの中で利用者の減少の傾向があり、負担経費の削減には計画どおりはなっていないとの現在の時点で事業者からの報告を受けているところでございます。また、こうした状況を踏まえ、19年度末には国の地域公共交通活性化再生総合事業制度を活用して公共交通協議会を立ち上げ、安芸高田市の公共交通全般について市民ニーズをもとに見直し、計画策定を行っているところでございます。

続きまして、40ページの葬斎場施設整備事業ですが、平成17年度策定した安芸高田市葬斎場建設基本計画に基づき施設の機能、規模、地理的中心性、財政的優位性、交通の利便性等を総合的に判断し、建設適地として旧吉田町環境センター跡地を市議会に承認をいただき、平成18年3月から地元説明会等を行ってきております。平成19年度も引き続き集落住民懇談会、小集落住民懇談会、個別懇談会及び集落の検討委員会などあらゆる機会を通じて協議、説明を行い、同意を得るべく対応してきましたが、美土里町の集落全体での同意を得るには現在至っておりません。ただ、安芸高田市内の火葬場は、施設の老朽化が著しく、新しい葬斎場の整備はできるだけ早く整備する必要があり、今後においてもさまざまな機会を通じて同意を得るよう努めていきたいと考えております。

続きまして、41ページの地域情報化推進費ですが、平成23年7月24日、地上波デジタル放送への移行に伴い、市内のデジタル放送の可視エリアについて平成19年開設いたしました三次、可部中継局からの電波の可視調査を46万2,000円で株式会社マルミに委託し、実施を行いました。これからも年次開設される中継局にそれぞれ可視エリアを把握し、市内に

においてどこが難視聴区域となるか、より正確な把握に努めていく必要がございます。20年度からはさらに可視エリアの調査とともに、まずは共聴施設のデジタル改修整備と新たな難視聴区域の解消に向けての取り組みを行っていく必要があります。

続きまして、23、無線アクセス管理運営費ですが、この事業は市内の中でADSLの配線が整備されていないエリア、吉田町竹原、小山地区と甲田町小原地区に5ギガ帯無線を使用した高速インターネットサービスを提供し、その維持管理を行っているものです。

42ページの表のように利用者数は、吉田町49件、甲田町56件、合わせて105件となっております。

歳入の利用料といたしましては488万9,000円、年間の歳出は19年度雷の被害等による施設修繕157万5,000円があり、全体で504万6,000円となりました。利用者からは、今までのISDNと比較し通信速度が格段に早くなったとの好評をいただいているところでございます。ただ、エリア内及び近隣においては新たな利用希望者があり、その対応のためには新規の中継局の設置、また子局が必要となります。この9月議会で補正予算を可決していただきましたので、県の補助事業を活用し、エリアの拡張を行い、利用者の拡大を図っていきたくと考えております。

続きまして、42ページ、24の外郭団体補助費ですが、19年度の支出としては政策企画課が所管する第三セクターへの公の施設の指定管理委託料9,560万円と事業費補助、団体補助として100万8,000円、そして19年度財団法人八千代町開発公社職員2名の退職に伴う退職手当補助1,313万6,000円と当座貸越制度廃止に伴う運営補助として3,500万円、そして設備の修繕費及び雷被害等による修繕費として791万8,922円等で、全体で1億5,414万8,072円の支出となりました。

施設ごとの指定管理料、補助金、修繕費につきましては、42、43ページに記載してありますので、参照お願いいたします。

44から48ページには、所管してます第三セクターの19年度決算に基づき利用者数、事業実績、経営状況等を表として示したものでございます。この説明に関しましては、さきの6月に決算の報告をし、第三セクター特別委員会にて説明をさせていただいた内容でございますので、説明のほうは省略させていただきます。

第三セクターの指定管理料算定につきましては、非収益事業、公共性の高いものを対象とし、収益事業については独立採算を目指すよう経営努力と効率的な運営を図るよう指導をしているところでございます。ただ、昨今の燃料費の高騰等の中で利用客の減少や光熱水費及び原材料費の高騰と施設の運営は大変厳しい状況となっております。それぞれの施設は地域振興施設等として地域における活性化や雇用、生きがいの創造、伝統文化の継承など多岐にわたった経済波及効果及び市の観光施設等としての役割を果たしていることをかんがみ、今後とも継続運営ができる仕組みを構築することが必要となっております。20年度からはその一つ

として、これまで単年度ごとの指定管理契約を3年間の委託期間とし、計画的な事業運営ができるよう変更したところでございます。

続きまして、48ページ下段の25、第2庁舎・総合文化保健福祉施設整備事業ですが、本事業は市の合併後の最重点事業の一つとして平成16年度に庁舎と総合文化保健福祉施設の一体的整備方針を決定いただいてから実質3年間で基本計画、実施計画、建設工事等を全体事業費42億2,247万2,000円で行うことができました。平成19年10月に庁舎・総合文化保健福祉施設は完成し、11月3日に竣工式典を行うことができました。その間、大変厳しいスケジュールの中で建物の仕様や利活用計画等全般にわたって特別委員会において26回も開催いただき、いろんな協議をいただきましたことに対し、改めて議員各位にお礼を申し上げたいと思います。

平成19年度決算といたしましては、49ページ上段にありますように15億8,466万7,000円となりました。内訳としましては、49ページから52ページにありますように各種建設工事、委託料、備品購入費、駐車場用地等購入費、物件等移転補償費が主な支出となっているものでございます。詳細な説明に関しましては特別委員会にて説明をしていますので、これも省略をさせていただきたいと思っております。

今後は、集積した庁舎機能による市民の行政サービスの向上と魅力あるイベント等を効率的に開催し、市民の施設利用の促進を図り、生涯学習及び市の活性化に寄与する必要があると考えております。また、19年度においては直接的な費用はございませんでしたが、安芸高田市の総合計画の基本構想、基本計画に基づく実施計画の策定を行いました。実施計画につきましては、平成19年から平成23年度までとする5カ年のものでございます。そうした中、財政健全化計画とあわせてその進捗管理またローリング等を適宜今後とも行っていきたいと考えております。

以上で政策企画課の所管してます平成19年度の歳入歳出決算説明とさせていただきます。

川角委員長  
小田自治振興課長

続いて、小田自治振興課長。

続きまして、自治振興課が所掌いたしました事業、その決算について説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。決算書の36ページをお開きいただきたいと思います。36ページ、歳入、15款でございます。県支出金、県補助金、総務費県補助金で住民自治活動フォローアップ事業費県補助金でございます。決算額は13万3,000円。この決算につきましては、まちづくり講演会、県立大学との連携による公開講座、市民フォーラム等の開催事業に係る県補助金でございます。

続きまして、47、48ページをお開きいただきたいと思います。17款寄附金、指定寄附金でございますが、コミュニティ施設整備指定寄附金でございます。決算額が307万8,789円。このことにつきましては、美土里町の小学校跡地活用に係る横田地域の拠点施設の整備事業におきまして

市として整備する限度額3,000万でございますが、この3,000万を超えた部分について地元負担として横田地区振興会から指定寄附として歳入を受けたものでございます。

続きまして、57、58ページをお開きください。20款諸収入、雑入、雑入でございます。備考の上段でございますが、自治振興課関係の雑入でございます。決算額は4,231万5,500円でございます。内訳につきましては、市内5地域が実施をいたしましたコミュニティ助成事業助成金として1,250万円及び市外からの視察者に対して資料代を1人500円徴収しておりますが、その額が41万5,500円、さらに美土里町の学校跡地活用に係ります横田地域の拠点施設整備事業に係る財源確保として受けた宝くじ助成金の2,940万円でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。主要施策の成果に関する説明書をお開きをいただきたいと思います。まず、43ページをお開きいただきたいと思います。外郭団体補助費の中で自治振興課が所管いたしましたエコミュージアム川根につきましても決算でございますが、指定管理委託として870万、さらに43ページの中段以降にございますけれども、施設の修繕費、ボイラーとか浄化槽等の施設の修繕費として268万2,677円を支出したものでございます。運営の状況でございますけれども、平成4年に開設して以来15年余りを経過しております。設備等の老朽化が目立ち始め、修繕が必要な状況にあるという現状でございます。また、施設の利用者につきましても宿泊者については前年対比で見ると19年度については増加を見ておりますけれども、施設全体で見ると減少傾向にあります。そういったことから独自の事業として今年度、20年度につきましても川根農業小学校のような自主事業を展開しながら施設の持つ研修機能を生かした自主事業の実施を強め、来訪者の増加、さらには地域内利用の増加を図って収益性の向上を支援をしてみたいと考えております。

続きまして、説明書の52ページをお開きください。52ページ、26番、自治振興総務管理費でございます。本事業につきましても、まちづくり活動を展開するための人材の育成または組織活動の支援を行うものでございます。市民フォーラム、まちづくり講座、講演会の開催またはまちづくりサポーター保険の運用、また県立広島大学の協力を得て住民自治活動の実態調査等を実施したものでございます。決算額は、626万1,361円でございます。

53ページの表をごらんいただきたいと思います。表中の連続公開講座でございますが、県立広島大学の協力を得まして小さな経済活動という形を持ちながら連続公開講座を5回実施をしております。延べの受講者数は174人でございます。20年度におきましても食と健康ということをテーマに置きながら、現在5つの講座を実施しておるところでございます。

次に、まちづくり講演会でございます。地域振興を図る上での人材育

成または成功事例に学ぶとして講演会を開催をいたしました。徳島県の上勝の横石さんを講師にして地域の経済活動の仕掛けという形で開催をいたし、参加者は270人を数えているところでございます。今年度におきましては予定として、10月23日を予定をしております。四国の馬路村農協の東谷組合長を招いての講演会を予定をしております。

次に、市民フォーラムでございますが、昨年度2月10日に第4回の安芸高田市民フォーラムを開催をしたところでございます。この市民フォーラムの運営につきましては、まちづくり委員会の中に市民フォーラム運営企画委員会を設けていただいで連携をしながら実施をしております。参加者につきましては、454人を数えておるところでございます。こうした場を設けることによって今後の住民自治活動の拡大または充実に寄与してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、まちづくりサポーター保険でございます。公共的、公益的な住民自治活動、住民活動を年間を通じてサポートするこの保険事業につきましては、平成18年7月から運用開始をしております。19年度においては、事故の発生につきましては4件発生をしております。吉田地域が2件、八千代地域で1件、高宮地域で1件の発生でございました。幸い大きな事故ではございませんでしたが、イベント時の準備または片づけ等での事故でございました。また、こうした事故の状況につきましては、まちづくり委員会等で報告をさせていただき、事故防止のための情報の共有を図っております。

次に、(3) 県立広島大学住民自治活動調査委託事業でございます。県立広島大学の協力を得まして、まちづくり委員会と連携をし、住民自治活動に係るアンケート調査を実施をいたしました。それぞれの調査結果につきましては、まちづくり委員会への委員さんへ、または市内32の各振興会の組織へお配りをして、そのアンケート結果に基づいたデータ等を利用していただきながら今後の活動の参考にさせていただくということにしております。アンケートの具体的な内容につきましては、振興会活動の認知であるとか今後、振興会の活動として取り組んでいただきたい内容等をお聞きしておるものでございます。こうしたことを受けながら今後の活動に生かしていただければと考えておるところでございます。

次に、54ページをお開きいただきたいと思います。54ページの27番、まちづくり委員会でございます。まちづくり委員会につきましては、参画と協働のまちづくりを推進するというところで条例で設置をされております。日々の地域の活動を通じて得た課題または住民の意向を市の施策に反映するということの機能を持っておるものでございまして、まちづくりにかかわる提案または先進的なモデルとなるような振興会活動の内容につきましては市域全体の活動として拡大を促していく、そういった機能も持っておるものでございます。19年度におきましては、4回の委員会または正副委員長会議、また3つの小委員会を持っておりますけども、この小委員会を計10回開催をしております。また、委員会に市の地

域振興アドバイザーを務めていただいております明治大学の小田切教授に来ていただいて今後の地域活動についての助言を受けているとでございます。委員報酬を中心とする会議費等で157万1,200円を支出しておりますのでございます。

それぞれ3つの小委員会がございます。その小委員会の活動内容でございますが、一つは市民フォーラム運営企画委員会につきましては第4回の市民フォーラムはこの2月10日に実施をしたとでございます。さらに地域福祉小委員会でございますが、この小委員会については現在子育て環境というのをテーマに御協議をさせていただいております。地域で子育てをどのようにサポートできるか、その体制を地域としてどのように整えることができるかということで現在協議を進めていただいております。さらに安全・安心なまちづくり小委員会につきましては、地域防災ということをテーマとして、その地域での防災のあり方について協議を進めていただいととでございます。先ほどの県立大学とともにアンケートをとったわけでございますけど、そのアンケート結果というのを調査の分析を進める中で今後の活動にこれを生かしてまいりたいとも考えております。

次に、28番、地域振興支援費でございます。市内32の地域振興組織が行う活動並びに特色ある地域づくりを推進するための事業、さらにコミュニティー活動に必要な設備、備品等でございますが、これをサポートする事業及び各町単位で実施をされております祭りへの助成をいたしております。

まず地域振興組織助成事業でございますが、組織活動に対する助成金として2,400万円、特色ある地域づくり事業の助成金として1,800万、合計4,200万を交付しております。

事業内容につきましては、54、55の表の中に主な概要については載せておりますけども、まず地域の中でみんなが集う場としての祭りであるとかスポーツイベント、または安心な暮らしのための高齢者を支える地域福祉活動、学校や保護者と連携した子どもの安全確保、地域内の景観整備、または歴史文化の保全、伝承活動、さらには地域の活動等を紹介する会報紙の発行等を実施をされております。全体的に見ますと年に数回の行事というところから日常的な活動にと徐々に活動の広がりが見え始めております。地域ごとの状況に沿った多様な活動が現在展開されていると考えております。地域の皆さんと一緒に集って地域ごとの課題とか資源に気づいて、その解決や魅力をどのように高めるかということのための行動であるとか、住みやすい地域をつくらうとするそうした活動に対して、こうした財政的な支援並びに職員が積極的に地域活動にかかわるとした人的支援の、この両方の支援をもってこうした活動をサポートしてまいりたいと考えております。

次に、55ページの中段でございますが、(2)のコミュニティ助成事業でございます。このコミュニティ助成事業につきましては、宝くじを

財源とした財団法人の自治総合センターから助成を受けたものでございます。250万を限度にということで、10割補助でございます。備品等の整備のために交付をしたもので、助成額については5組織で1,250万、内容につきましてはそこに記載をさせていただいたとおりでございます。やはりこうした財源につきましては、有効に御利用いただきたいということで、組織活動にかかわる備品等の整備につきましてはぜひこうした事業をお使いいただければということで、事業の紹介等につきましては各市町の地域振興担当課を通じてそれぞれの地域のほうに周知等を図っておるところでございます。

次に、地域イベント支援事業でございます。(3)でございますが、地域内の親睦とか交流を図るということで旧来の町単位で実施されている地域イベント、祭りへの助成を行っております。各町の祭りの実行委員会に対して総額711万円の補助金を交付いたしました。

それぞれの祭りの内容等については55、56ページの一覧表に記述をさせておるところでございますが、地域ごとのコミュニティーの醸成であるとか文化の伝承ということで、こうした活動については今後とも支援をさせていただきたいと考えておるところでございます。

続いて、(4)美土里町旧小学校の跡地整備事業でございます。美土里町の小学校統合に伴い廃校となった4つの小学校を地域の活動拠点として整備をするものでございます。19年度においては、本郷、生桑、横田の旧小学校土地をそれぞれの地域活動の拠点として整備をしております。4つの施設全体の事業費については2億64万2,000円でございますけれども、そのうち19年度の事業については6,734万8,000円でございます。

事業内容については、56、57ページにそれぞれ工事費の内容、委託費の内容等記述をしておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

こうしたでき上がった施設につきましては、地域の活動拠点としてということで地域振興組織が指定管理者として管理運営を行っていただいております。今後この地域のこうした施設を活用いただいて地域活動というのが充実していくよう利用を、その施設を活用させていただきたいと考えております。

次に、58ページの29ですが、基幹集会所管理費でございます。本決算につきましては、これは決算額が3,035万6,653円でございます。自治振興課が所管いたしております市内28カ所の基幹集会所の維持管理と6カ所の、これは集落等での集会所の整備でございますが、6カ所の小規模集会所の整備助成を実施したものでございます。

費用内容につきましては、そこに58、59ページの一覧表に記述をさせていただいておりますけれども、施設の管理経費ということで電気料金等、また修繕費、また施設の管理委託、また浄化槽等の保守点検費用、または指定管理費用ということで1,519万3,653円、さらに市内6地域の小規模集会所の整備費補助金として1,516万3,000円を支出をしております。こうした基幹集会所におきましては、原則として地域の振興会等に指定

管理者としてそれぞれ振興会の御理解を得ながら徐々に移管をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上で自治振興課が所管いたしました決算の状況について御説明をさせていただきます。

川角委員長　それでは、これより質疑に入りたいと思います。  
質疑はございませんか。  
山根委員。

山根委員　済みません。自治振興課のほうでちょっとお伺いいたします。県大に調査委託をされたとのことですね。53ページ、県立広島大学住民自治活動調査委託事業についてですが、これは研究成果というのはもうまとめられてるのでしょうか。次のページで、上から9行目に委託調査結果をまちづくり委員会や各地域振興組織に提供しておりという言葉が入っておりますので、もう調査結果がまとめられて、それを使われてるのでしょうか。もし出ているのであれば、この委員会にその調査結果が参考資料として出していただけたらと思いますが。

川角委員長　答弁を求めます。  
小田自治振興課長。

小田自治振興課長　県立広島大学と連携をいたしまして実施をしました住民自治活動の調査事業の結果報告書でございますが、これはそれぞれでき上がっておりまして、各振興会、さらにはまちづくり委員会のほうにお渡しをし、それを現在活用していただくようお願いをしているところでございます。このことにつきましては、議会等にも御要望等ございましたらコピー等をさせていただきますながら配付をさせていただきたいと考えております。

山根委員　私は、要望をしたいと。済みません。

川角委員長　山根委員。

山根委員　私は要望をしたいと思うんですけれども、安芸高田市においてはまちづくりの中で自治組織がかなり大きな柱になっていると考えております。その中で先ほど防災の点についても自治組織が大きな意味を持つというふうに言われておりましたけれども、この点について先ほど総務企画課のほうでは質問をしなかったんですけど、ハザードマップの件については支所別懇談会のときに各地域からも声が出ております。また、総務企画で視察に行きました折、緯度、経度を入れたマップづくりが避難というか、救援のときにかなり意味があるものであるということも聞いておりますので、自治振興課との連携をこれからどのように考えられてるのか、お伺いいたします。

川角委員長　答弁を求めます。  
田丸部長。

田丸総務企画部長　自治振興課が所管をしておりますいわゆる地域振興組織と、そしてそれをフィールドとしているいろんな活動、例えば防災であったり、または地域のいわゆる福祉であったりということの関係だろうというふうに思いますけれども、基本的には総括的には自治振興課がこれを所管をし、そし

てそれぞれの振興会の中で必要とされる情報なり活動なり、あと個々の支援なりというのは、いわゆる防災であれば総務の防災の担当が行きますし、さらには地域の福祉であれば市民生活部の福祉担当がやはり連携をとるといふような形になっておりますので、今までもそのようにしておりましたけども、今からもやはりそのような形で進んでいくというふうに私どもは理解をしております。したがって、防災にかかわる分につきましてもいわゆる全体の所管は自治振興課がしますけども、個々の具体の防災組織の組織化であるとか防災マップを使ったもろもろの活動等につきましてもは所管の部と連携をとりながらするという関係にあるというふうに理解をしております。

川角委員長

ほかに質疑ございますか。

〔質疑なし〕

それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終了いたします。

以上で総務部の所管の決算審査の質疑を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

では、会計課と交代をしてください。

~~~~~

午後2時54分 休憩

午後2時56分 再開

~~~~~

川角委員長

再開いたします。

会計管理者から要点の説明を求めます。

立田会計管理者。

立田会計管理者

それでは、会計課にかかわります決算につきまして決算書によりまして御説明いたします。

会計課では、市税を初めとします公金の受け入れ等歳入の事務と、一般会計及び特別会計の事務事業の実施に伴います支払い等の歳出の事務を行っております。

それでは、歳入の主なものを御説明いたします。決算書の53ページ、54ページをお開きください。20款2項1目1節の市預金利子212万5,198円でございますが、これは歳計現金等の支払い準備金の余裕資金を定期預金で運用しました利子収入でございます。歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出でございます。67ページ、68ページをお開きください。2款1項4目会計管理費でございますが、513万4,000円の予算に対しまして513万1,268円を支出しております。主なものといたしましては、1款報酬180万円、これは伝票整理や支払い準備等の会計事務を処理します非常勤事務員の報酬でございます。12節役務費272万9,864円、これは市税ほかの公金の収納手数料を金融機関へ支払ったものでございます。

以上、簡単でございますが、会計課にかかわります決算の説明を終わ

らせていただきます。よろしくお願いいたします。

川角委員長

以上で説明は終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終了いたします。

それでは続いて、監査委員事務局所管の決算の認定についてを議題といたします。

事務局長から概要説明を求めます。

乗田事務局長。

乗田監査委員事務局長

失礼します。それでは、監査委員事務局、公平委員会、固定資産評価審査委員会の19年度の決算について説明させていただきます。

なお、これらの委員会につきましては歳入はございません。

歳出につきましては、主要施策の成果という部分で説明となっておりますけれども、事務局関係についての委員会につきましては行政委員会でございます、事業を持っておりませんので、この決算値に基づいて説明させていただきます。

それでは、まず71ページ、2ページをお願いいたします。なお、予算現額は省略させていただきます。それから中ほどでございます。公平委員会費でございます。支出済額21万1,400円でございます。主なものは、1節の報酬.....。

川角委員長

ちょっとお待ちください。先ほどは事務局長ということで監査委員事務局ということで説明いただいたんですが、続いて、公平委員会及び固定資産評価審査委員会所管の決算もあわせて説明を求めますので、説明をしてください。

乗田事務局長。

乗田監査委員事務局長

失礼しました。改めて監査委員事務局と公平委員会、固定資産評価審査委員会について説明させていただきます。

まずは公平委員会でございます。71ページ、2ページをお願いいたします。まず、8目の公平委員会費でございます。予算現額は省略させていただきます。支出済額は21万1,400円でございます。主なものは1節の11万2,000円で、委員3名の報酬でございます。それから19節の負担金補助金でございます。5万4,500円でございますが、これは本市が加入しております全国公平委員会連合会などの年会費と中国支部総会、それからまた研修会への参加負担金でございます。

なお、19年度公平委員会の実施内容につきましては委員長職務代理者の指定等で委員会を2回開催しております。また、審査につきましては、職員からの不服申し立て等はございませんでしたけれども、相談といたしますが、照会が2件ほどございました。内容につきましては、喫煙者と非喫煙者についての本庁はどうなのかというような内容でございます。

まず私ども職員は、相談員に指定されておりまして、委員長指揮のもとで苦情相談に当たっておりますけれども、相談内容というのが多岐にわたることが考えられますので、これからはこれらの知識の習得が必要かと思っております。

次に、75、6ページをお願いいたします。下の段の1目税務総務費のうち78ページの備考欄に掲げてあります固定資産評価審査委員会費でございます。支出済額は32万300円で、主なものにつきましては、申しわけないんですが、前のページに戻っていただきまして、1節の報酬24万2,000円、同額が審査委員会分で、3名の委員報酬でございます。

なお、19年度におきましては、土地についての価格が過大という審査申し出が1件ありまして、7回の委員会を開催しております。また、研修会を1回開催しております。それから今後ですけれども、審査申し出に対しましては今後とも委員会として中立また専門的な立場で審査を行ってまいりたいと思っております。固定資産審査委員会は以上でございます。

最後ですけれども、83ページ、4ページをお願いいたします。上の段の1目監査委員費でございます。人件費の関係は省略させていただきまして、支出済額は136万7,316円でございます。主なものは1節の報酬98万4,000円で、2名の委員報酬でございます。また、9節の旅費29万2,600円につきましては、委員の費用弁償と職員の旅費でございます。それから19の負担金6万4,000円でございますが、これは本市の監査委員が加入しております全国都市監査委員などの年会費と研究会などへの出席者負担金でございます。監査につきましては委員も非常勤で限られた期間ですけれども、年度当初計画しました監査はすべて実施しております。結果につきましては、議長、また市長に提出しまして、ホームページでも公表しております。委員におかれましては、4つの都市委員会がございますけれども、これはすべてに出席していただいております。これからも研修会等を通しまして知識の習得、監査機能の充実を図っていく必要があると思っております。以上で監査委員事務局関係の説明を終わらせていただきます。

川角委員長     それでは、ただいまの説明に対しまして質疑はございますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終了いたします。

暫時休憩をいたします。

~~~~~

午後3時05分 休憩

午後3時05分 再開

~~~~~

川角委員長     休憩を解いて再開いたします。

先ほど自治振興課の部分で山根委員からの要望のあった資料について

は、委員会として要望することにはしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕

異議なし。それでは、そのように取り計らいをさせていただきます。

それでは、ここで20分まで休憩をいたしまして、消防のほうもこれから審査を行いたいと思います。

20分まで休憩いたします。

~~~~~

午後3時06分 休憩

午後3時20分 再開

~~~~~

川角委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

続きまして、消防本部所管の決算についてを議題といたし、概要説明を求めます。

竹川消防長。

竹川消防長 失礼いたします。それでは早速でございますけども、平成19年度の消防関係歳入歳出決算の概要の説明をさせていただきます。後ほど各課長から主要施策の成果に関する説明書により説明をいたしたいと思っております。

消防本部におきましては、総務、予防、消防課の3課7係で21事業に係る業務を実施いたしております。また、消防署におきましては、警防課の1課4係で4事業に係る業務の実施をいたしております。

主たる事業といたしましては、常備消防費の関係は安芸高田市民の安全と安心を守るべく消防、救急、救助の業務を実施いたし、また安芸高田市北部地域の救急業務の充実強化のため平成19年4月1日から安芸高田消防署北部分駐所を運用開始しております。

次に、非常備の消防費といたしましては、消防団の維持、報酬、出勤に伴う経費でございます。主たるものは消防団員の活動服の統一整備、水防活動時の安全管理といたしましてライフジャケットを整備いたしたところでございます。消防施設管理費といたしましては消防団詰所及び消防団車両の維持管理でございます。主たるものは消防団の車両でございます。小型動力ポンプつき積載車1台を更新整備いたしたところであります。

次に、防災施設管理費といたしましては、広島県の総合行政通信網、衛星系でございますけども、整備をいたしたところであります。

以上、大枠概要でございます。よろしく願いをいたします。

川角委員長 広政次長兼総務課長。

広政消防本部長兼総務課長 失礼します。それでは、歳入歳出につきましては総務課において決算書に基づき説明をさせていただき、主要施策の成果に関する説明に基づきそれぞれ担当課長により説明させていただきます。

まず、決算書の27ページ、28ページをお開きください。13款使用料及

び手数料、2項手数料、5目消防手数料ですが、これは危険物、高圧ガス、火薬類に伴う各種手数料及び火災罹災証明書、救急搬送証明書の手数料で、収入済額73万9,650円です。

43及び44ページをお開きください。15款県支出金、3項委託金、4目消防費委託金ですが、これは消防設備士講習に関する事務委託料で、収入済額1万1,340円です。

55及び56ページをお開きください。20款諸収入、4項受託事業収入、1目消防受託事業収入ですが、これは危険物取扱者講習に関する事務委託料で、収入済額1万5,624円です。

続きまして、5項雑入、4目雑入、1節消防団員退職報奨金ですが、これは退職消防団員34名分の退職報奨金で、収入済額1,328万7,000円でございます。2節救急支弁金は、西日本高速道路株式会社からの高速道路における救急業務に対する支弁金で、収入済額538万4,190円です。

57及び58ページをお開きください。3節雑入ですが、58ページの備考欄をごらんください。下から3番目でございます。消防本部関係雑入として36万4,705円の収入となっております。主なものは、自動販売機電気料金、救急講演会協賛金等でございます。

以上が消防本部の歳入でございまして、収入未済はございません。

続きまして、歳出の御説明を申し上げます。決算書の121ページ及び122ページをお願いします。9款消防費、1項消防費、1目常備消防費でございますが、4億3,259万2,838円の決算額でございます。

2目非常備消防費ですが、1億372万384円の決算額でございます。

3目消防施設費でございますが、消防施設費9,092万4円のうち消防が担当しております消防施設管理費は1,803万4,119円の決算額でございます。

123ページ及び124ページをお開きください。右の備考欄をごらんください。防災施設管理費でございますが、3,941万9,930円のうち消防担当分は1,305万6,536円の決算額でございます。

続きまして、主要施策の成果に関する説明書により主要事業の御説明を申し上げます。説明書の159ページをお願いいたします。それでは、総務課関係の説明をいたします。1、防火管理事業でございますが、消防庁舎の防火管理といたしまして消防用設備等の点検及び整備により維持管理を行っております。

消防職員研修事業でございますが、職員の教育・研修状況といたしまして、広島県消防学校の各種教育課程へ7名を入校させるとともに、短期派遣及び講師として6回6名を派遣しております。また、救助技術の指導者養成のため消防大学校救助科に1名入校させました。救急高度化推進事業といたしまして、広島市消防局救急救命士養成所救急救命士養成課程に1名入所させ、国家資格を取得させました。また、薬剤投与追加講習に3名入所させました。救急救命士の薬剤投与病院実習といたしまして吉田病院におきまして3名を実施させ、1名の認定を受けております。

続きまして、160ページをお開きください。職場環境等整備事業でございますが、消防職員被服・装備品管理事業といたしまして消防職員へ活動服等を貸与しております。また、災害対応用装備品といたしまして保安帽、防火帽用ヘッドライト及びゴーグルを貸与しております。消防施設管理事業及び消防施設費運営事業につきましては、消防庁舎等に必要な維持管理を行っております。消防職員委員会事業につきましては、消防組織法に基づく消防職員委員会を開催し、執務執行及び福利厚生上の意見を論議し、必要に応じた環境改善を図るものでございます。

消防総務課事業でございますが、消防本部幹事課と事務、消防データの公表、人事管理、消防予算編成、予算執行、表彰等を行っております。

少し飛びますが、176ページをお願いいたします。ページ中央あたりでございます。非常備火災予防活動事務事業でございますが、消防団及び消防音楽隊による火災予防活動といたしまして防火パレード、消防音楽隊活動を行っております。

消防団活動事業でございますが、消防団員の出勤状況は水火災、搜索等の災害で年間31回、延べ1,780名が出動しております。その他といたしまして本部員会議、12月26日から30日における年末夜間特別警戒、3月2日の消防出初め式でございます。

続きまして、177ページをお開きください。消防団員訓練・研修事業でございますが、消防団員の教育・研修等の状況といたしまして広島県消防学校の各種教育訓練に15名が入校しております。初級・中級幹部訓練として166名、初任者訓練として18の消防団員が参加しております。訓練実施状況でございますが、年間41回、延べ1,785名が参加しております。

続きまして、178ページをお開きください。消防団総務事業でございますが、消防団員の報酬等の支払い状況でございますが、報酬として3,098万9,418円、出動手当の費用弁償として2,441万1,450円を支払い、退職消防団員34名に1,328万7,000円を退職報奨金として支給しております。消防団員への貸与品といたしまして、活動服を更新整備し、また水防活動時の安全確保のためライフジャケットを全員に貸与しております。

続きまして、179ページをお願いいたします。消防団施設管理費でございますが、消防団の詰所及び車両の維持管理でございます。消防団車両の更新といたしまして小型動力ポンプつき積載車1台を購入し、美土里第3分団の車両を更新しております。

以上、簡単でございますが、消防本部総務課分要点の説明を終わらせていただきます。

川角委員長  
中迫予防課長代理

中迫予防課長代理。

失礼します。続きまして、予防課が所管しております事業につきまして主要施策の成果に関する説明書に基づき御説明させていただきます。

戻りまして、161ページをお開きください。建築物・危険物規制事務事業でございますが、防火の専門家として法令等の規定に基づいた安全

な施設となるよう申請内容が防火上支障がないかを審査及び検査を行うもので、建築物の確認申請に伴う消防同意や危険物の許認可及び完成検査のほか、昨年10月からは広島県から事務移譲された高圧ガス関係事務及び火薬類関係の事務を処理しております。

続きまして、164ページをお開きください。火災予防事務事業でございますが、防火対象物などが法令等に基づき適正に維持管理されているかを立入検査を実施し、防火上支障があれば是正指導し、また自衛消防競技大会、市民等への防火指導及び小学生の防火ポスター等への応募を通じて防火予防思想の普及を図っております。

続きまして、167ページをお開きください。火災原因調査事務事業でございますが、火災の原因及び損害を調査し、出火原因や延焼拡大の原因等から火災予防上及び警防活動上の資料として活用しております。

続きまして、168ページをお開きください。火災予防活動推進事業でございますが、安芸高田市防火等推進事業補助金交付要綱に基づき安芸高田市危険物防火安全協会及び安芸高田市幼少年・女性防火委員会が行う防火等推進事業に補助金を交付し、防火意識の高揚を図っております。予防課以上4事業でございます。

川角委員長  
児玉消防課長

児玉消防課長。

失礼いたします。続きまして、消防課が所管をしております事業につきまして同じく説明書に基づきまして御説明申し上げます。

続きの169ページから参ります。9、消防資機材整備事業でございますが、これは消防活動を遂行するために必要な資機材を更新計画に基づき整備するものでございまして、備品といたしまして騒音計、救助資機材の整備を行いました。

続きまして、10、広域災害対応事業でございますが、これは当本部の消防力では対応困難な事案が発生したとき県内消防応援協定や緊急援助隊の応援を要請いたします。そのための各種訓練や講習会への職員を参加させております。

続きまして、170ページをお開きください。11、消防活動・訓練管理事業でございますが、これは実災害に備え日ごろの訓練計画とその成果を検証し、技術の向上を図っているものでございます。

続きまして、12、消防水利維持管理事業でございますが、防火水槽に関し水量確保や危険防止の観点からふたやフェンスの設置を行ったところでございます。

続きまして、171ページでございます。13、消防活動支援データ運用、管理事業でございますが、これは119番受け付け業務において迅速な聞き取り、迅速な出動を目的としてデータの更新や指令員の技術向上研修を行ったところでございます。

続きまして、14、消防、防災情報提供事業でございますが、これは消防のホームページに関し消防の情報提供と各種様式等を掲載し、市民の利便性を図っておるところでございます。

続きまして、172ページをお開きください。15、通信指令施設の運用、管理事業でございますが、これは通信指令施設、つまり119番の受け付け台でございますが、これを保守点検を行い、施設の適正管理を行ったところでございます。

続きまして、16、メディカルコントロール事業でございますが、これは救急隊員の知識向上を目的としたもので、救急救命士の研修や救急隊が患者を医療機関に搬送するまでの処置に対し医師が指導、助言を行うものでございます。

以上、簡単でございますが、消防課の説明を終わります。

川角委員長  
久保消防署長

久保署長。

失礼いたします。続きまして、消防署の警防課が所管しております事業につきまして主要施策の成果に関する説明書173ページから176ページにかけて御説明をさせていただきます。

まず、173ページをお開きください。17、警防活動事業でございますが、昨年度の火災出動は28件で、警戒出動は43件でございます。これらの災害に対応するため毎日訓練や資機材の点検を行うとともに、災害現場での消防団との連携を強化するために訓練指導を行いました。

続きまして、174ページをお開きください。18、応急手当普及事業でございますが、救命率の向上のためには救急車が到着するまでの間にその場に居合わせた人が応急手当をすることが重要であり、地域の団体や学校、企業を対象に応急手当の講習を行いました。

続きまして、175ページをお開きください。19、救助活動事業でございますが、昨年度は30件の救助出動をしております。平成18年度末に救助工作車が導入され、最新の資機材等を活用して今まで以上に迅速、効率的な救助活動を行うことができました。また、これらの救助事案に対応するため日々訓練や資機材の点検を行っております。

続きまして、176ページをお開きください。救急活動事業でございますが、昨年度の救急出動は1,337件でございます。懸案でございました北部地域の救急対応について昨年度から美土里町北に北部分駐所を開設いたしました。

以上、消防署警防課関係の説明を終わります。

川角委員長  
久保消防署長  
川角委員長

以上で終わりますか。

はい。

それでは、ただいまの説明に対しまして質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

入本委員

入本委員。

決算書の124ページの災害対策費の185万3,000円の充当の説明と、それから成果の説明書で消防団員の購入事業のところで844名と865名の21名の差があるんですが、その差についての説明をお願いいたします。

川角委員長

答弁を求めますが、いいですか。

竹川消防長。

竹川消防長 済みません。ちょっと質問の中身を確認をさせていただきたいんですけども、124.....。

川角委員長 暫時休憩をいたします。

~~~~~

午後3時43分 休憩

午後3時45分 再開

~~~~~

川角委員長 それでは、再開いたします。

広政消防本部次長。

広政消防本部次長兼総務課長 消防団員さんの件でございますが、844といいますのは消防団員さんの活動服、これは消防団員さんの実員でございます。865といいますのは、ライフジャケットを配付しまして、これは消防団員さんの定数に対してライフジャケットを貸与しております。以上でございます。

川角委員長 入本委員。

入本委員 ここには支給したとしてあるんで、全団員と同じ言葉で表現してあるんですが、我々が説明を知りたいのは、だから欠員してあるところにも支給したというふうに理解するべきでしょうか。

川角委員長 広政本部次長。

広政消防本部次長兼総務課長 ライフジャケットにつきましては、消防団員さんの定数に対しまして分団庫のほうに配付しております。以上でございます。

川角委員長 よろしいですか。

続いて質疑ございますか。

杉原委員。

杉原委員 1点お尋ねします。主要施策の成果に関する説明書で.....。

川角委員長 ちょっとマイクを近づけてください。

杉原委員 主要施策の成果に関する説明書の176ページの救急活動についてお尋ねをしてみます。出勤状況が美土里が126件、高宮が158件、合わせて284件あるわけですが、これは北部分駐所の管轄になるわけですが、昨年北部分駐所の勤務時間の中で、この中で何件あったのか、出勤されておるのか、また美土里町では何件あったか、高宮町では何件あったかわかりませば御回答願いたいと思います。

川角委員長 答弁を求めます。

久保消防署長。

久保消防署長 昨年度の美土里、高宮の北部分駐所開設時間中の救急件数は、60件でございます。うち美土里町の件数が22、高宮が38が分駐所開設時間中の救急件数でございます。以上です。

川角委員長 ほかに質疑がございますか。

今村委員。

今村委員 164ページの予防課のほうの関係でございますが、防火対象物及び危険物施設、それから高圧ガス施設、それから新たに火薬類の関係が所管になってきておりますが、なかなか各施設の立ち入り並びに査察が多く

あって完全に行き渡らないというふうには思うんですが、立ち入り及び査察をする場合にそういう基準を設けてあるのかどうか、それから規模による査察の状況、あるいは社会的な要因でその業種に特にこだわるというようなところもあろうかと思いますが、そこら辺の基準のことで実施されているのかどうか。それから新たに今度管轄になった火薬類及び高圧ガス事業所の関係でございますが、それらの総数について把握しておられればお尋ねをしたいと思います。

川角委員長 答弁を求めます。

中迫予防課長事務代理。

中迫予防課長代理 先ほどの件でございますが、査察に関しては査察規定に基づきまして用途によって査察の頻度を決めております。特に300人以上を収容する不特定多数の者が入る施設につきましては、防火対象物点検報告というものが必要になっております。この施設については原則毎年、その他の商店とかいろんな人が入るような、不特定多数の人が入ると言われる施設については隔年ぐらい、その他については3年とか、あるいは小さいものについては5年に1回というような方針でいっております。あと危険物施設につきましては、ガソリンスタンドなど予防規定というものが認可が必要になる施設がございますが、これについては原則毎年、その他の施設については2年ないし3年という方針で回っております。

昨年から火薬と高圧ガスの施設についての事務が移譲されておりますが、これにつきましては火薬類につきましては消費場所を原則としは初めてでありますので、すべて回っております。高圧ガスの施設については、昨年県から移譲される研修として移譲される前にいろんな施設の県の立入検査に同行をした実績がありますが、まだ今年度は実施しておりません。

あと高圧ガスと火薬類の事業所数のお尋ねがあったようでございますが、これについては火薬類の許可施設、これが管内で火薬類の販売事業が1件、採石関係の譲り受け消費、これが4件、火薬庫が1件と煙火消費は昨年の10月からございましたので、昨年度はございませんでしたが、今年度6件しております。

高圧ガス施設につきましては、全体で59件、製造関係で38件、貯蔵所関係で7件、消費3件、販売店が11件、計59件となっております。以上でございます。

川角委員長 ほかに質疑ございますか。

入本委員。

入本委員 今のところで違反件数が非常に多いのが目につくんですね。それとその対応で問題が大きくクローズアップされるのと、その下の70歳以上のひとり暮らしの世帯書いてますが、これはどういう位置づけでやっておられるのか。非常に達成率が悪いという問題がありますよね。これらの位置づけは、どういう形でこのひとり暮らしの老人をやっておられる、目的というものははっきりしておかないと、ここに数字を出すというこ

とは責任が発生するような気がするんですが、そのあたりはどのような見解をお持ちでしょうか。

川角委員長  
中迫予防課長代理

中迫予防課長代理。

ひとり暮らし老人の実施率でございますが、これは特に予告をして行っているわけではございませんので、不在のときにはもう全然入れませんので、そういう状況になります。法的に個人の住居に対する立入検査というのは、そちらの訪問先の同意があって入れるわけではございますが、ひとり暮らしの家庭の防火上のこんろ回りとかストーブとか、そういった状況の確認あるいは不備事項があれば口頭での指導を行っております。

違反件数が多いのではという御指摘がございましたが、違反件数、203件の査察件数のうち154件に違反があったということで、改修計画あるいは是正の報告が半数ぐらいしか、154件のうち103件の是正が行われた、6割ぐらいの是正指導が行われているわけではございますが、残り3分の1程度が是正が行われてないということで、引き続き指導はしております。以上でございます。

川角委員長  
入本委員

入本委員。

以上でございますというのはいいんですが、私とすればこの違反による件数が、やったやった言うだけであって、これが事故につながったり目的というものがはっきり、やってもやらんでもええように聞こえるんですね、極端に言えば。これをやることによって、今のような災害とかそういうものが起きたらいけんから目標を100%にしなきゃならない分でしょう、このあたりは。

それと今のひとり暮らしの老人の行っておらんかったとかいう、これやってもやらんでもええような言い方にとれるんですね。だからこの戸数を把握して、指導するならここに消防団員もおると、この地域には、そこらの連携をとって本当に生命と財産を守るためにこういうたたき台をつくってやってるんだというふうにしないと、ここに報告だけで、これではやったうちにならないですね。だからそういう使命持ってやるんなら100%になるためには消防団員さんの力をかりるかというのが見えないんですが、位置づけがはっきりしないんですよ。だから職務だからやったとなれば、これだけの報告をしとけば、あとは事故が起きてもうちは指導しましたというだけで済むものか、そのあたりの見解をはっきりしてもらわないとこの数字を出してもらっても余り意味がないということをおっしゃるんですよ。

川角委員長  
中迫予防課長代理  
川角委員長  
竹川消防長

答弁を求めます。

中迫予防課長代理。

御指摘の内容でございますが.....。

竹川消防長。

先ほどの件ですけども、この方針とか今後の取り組み姿勢についてでございますので、私のほうから答えさせていただきたいと思っております。

基本的には対象物の査察をやっておる目的は、やはり100%の法令遵

守をお願いをしていきたいと思えますけども、まずはいろんな施設を整備していくということに関しましては指導行政という域がなかなか出にくいと。それはなぜかといいますと、やはりいろんな観点で、もちろん一番最初に経費がかかるということで、大きな問題、小さい問題それぞれございますけども、取りつくとところから取りついでいただくということで、即直していただきたいという要望はいたしますけども、そこらがなかなか100%の是正に結びついていかないというのが実態でございますので、引き続き地道をお願いをしながら達成率を上げていきたい、このように考えます。

それからひとり暮らし老人の査察につきましては、査察という言い方をしておりますけれども、一般住宅でございまして、もともと1人でお住まいの方々の火回り、こちらについてお助けし、あるいは知識をお持ちいただくという意味での査察ということも大きく含んでございまして、防火指導というのがメインでございます。今後におきましては、なかなか状況が70歳以上の達成がしておりませんが、先ほどもちょっと言いましたように70歳以上でございますけども、病院に入られる方もかなりおいでです。実質伺ったときに留守、あるいは子どもさんのところにいらっしゃったりとかというようなこともございまして、一律査察率が云々かんぬん申し上げられませんが、今後そこらを達成率を上げるべくまだまだ研究をさせてまいりたいと、このように思っております。

川角委員長 ほかには質疑ございますか。

青原委員。

青原委員 今回の関連になるんですが、今、消防長が引き続きお願いをしていくというような答弁だったろうというふうに思うんですが、危険物といえば危険なもんですよね。命にかかわることも多々あると思うんですが、これに対しての法律的な罰則規定というのはあるんですか。もしあるのであれば、生命がかかるとる以上はやはりそこらは厳しく取り締まりをしていくのが私は筋ではないかというふうな思いがするんですが、そこらの考え方をもう一度。

川角委員長 答弁を求めます。

中迫予防課長代理。

中迫予防課長代理 違反事項に対しては罰則もございまして、使用停止とか許可の取り消しとかいう命令も当然かけられます。指導については、どうしても法的な手段というのはなかなかとりにくいという部分がございます、地道に指導をしていくというのが現状でございます。以上です。

川角委員長 竹川消防長。

竹川消防長 今回の罰則についてでございますけども、いわゆる非常に重い法令違反、これあたりについての罰則はございます。我々としましては法令遵守させるというのが原則でございますけども、先ほど言いましたように手ぬるいという部分もございまして、恐らく、でもやはり企業、地域でどういふのがいい体制で指導して直していただければということから考えま

すと、やはり大事な部分あるいは非常に危険な部分、これについては強力な指導をさせていただいておるところでございます。それに軽いという言い方をしてはいけないと思うんですけども、ソフトな部分、防火管理面等々につきましてはそれぞれ指導をさせていただいて、地道な教育をしながら成果を少しずつでも上げていくという方法で処置させていただきたい、このように思っております。よろしく申し上げます。

川角委員長  
青原委員

青原委員。  
今、消防長が言われるのはようわかるんですよ。しかし、もし事故が起きたときにはどうするんかということになるわけですよ。ここへ先ほども入本委員のほうからも数字を上げた以上は責任を伴うよということも出とるわけですよ。そうして数字を上げて、地道に指導していくよでは私はいけないのじゃないかというふうな思いがするんです。それは確かにいろいろ事情があると思いますよ。経営状態とかいろんなこともそれはいろんなケースがあると思うんですが、やはりこれは法律ですから、そこは厳しくいくべきじゃないかなという思いはするんですよ。消防長の気持ちもわからんでもないんですが、そこら辺をもう少しやっていただければありがたいという思いがします。

川角委員長

答弁を求めます。

竹川消防長。

竹川消防長

御指摘のこと重々承知しまして、今後そこらをおある程度の状況を進展させたいと、このように考えております。よろしく申し上げます。

川角委員長

ほかに質疑ございますか。

今村委員。

今村委員

防火水槽の件でございますが、今の規格に合わない防火水槽で随所に旧規格のまま放置されてあるとか、それから消防水利がわりに使われているようなところもあろうかと思うんですが、中には崩れたり、あるいは土砂が堆積したりというようなのもあろうかと思うんですよ。そこら辺について今後どのような対応をしていくのか、そこら辺についてのお考えはいかがでございますか。

川角委員長

答弁を求めます。

児玉消防課長。

児玉消防課長

ただいまの御質問でございますけども、確かにおっしゃいますように消防水利の基準でいきますと40トンという部分の防火水槽の基準になるわけですけども、以前は20トンでも県の補助がついたりとかというような状況もございました。16年の3月合併時から消防本部のほうで維持管理ということでその事務を請け負ったわけでございますけども、旧町すべての部分を防火水槽を掌握するまでに至っておりません。といいますのが各町それぞれの部分で消防水利の指定をされておるところもありますし、基準にのっとってされてないところもありますし、看板を上げているところも上げてないところもという部分の中で整理を余りされておられませんので、今後の方針といたしましては、40トン以上がいいのか、でも

20トンでも近くにないので、それも水道水利に指定をするのかという部分の中で総合的に調整を図って検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

川角委員長 ほかに質疑ございますか。

明木委員。

明木委員 説明資料の171ページ、ホームページについてなんですけど、消防は非常にいいホームページをお持ちなんですけど、今のアクセス数と保守管理委託料がどれくらい払われてるのか、お伺いいたします。

川角委員長 答弁を求めます。

児玉消防課長。

児玉消防課長 ただいまの御質問でございますけども、安芸高田市消防のほうのホームページは14年度から開設をしております。9月16日現在で、ちょっと古いんですけども、6万2,884件のアクセスがございます。ちなみに市のホームページは、131万1,550件、その同一日付でアクセスをされております。アクセス件数については以上でございます。

続きまして、保守の部分でございますけども、基本的には簡易な部分につきましては職員のほうが行っておりますので、費用はかかっておりません。以上です。

川角委員長 続いて、明木委員。

明木委員 市のホームページは、確かに130万というアクセス量です。今いただいた、例えばアクセスが6万2,000ということなんですけど、大方3,000ですかね。

保守管理委託料がこれは職員さんでやられてるということなんですけど、市のホームページのほうは93万4,400円ほど保守管理委託料を払ってやって、非常に似通ったような感じのものではあるんですけど、奥までは見ていくとそれは違うのかもしれないんですけど、なぜそこに差があるのでしょうか。

川角委員長 児玉消防課長。

児玉消防課長 私もあんまり強くはないんですけども、基本的にトップページを安芸高田市のホームページさん変えられましたですよ。そういうところになるとうちのほうではできませんので、業者委託というふうになるのかなと思います。うちのほうでは、トップページを変えずに中の件数とかという部分を更新をしとるという状況でございます。以上です。

川角委員長 明木委員。

明木委員 じゃあ、確認いたします。平成14年につくられたときには単独でこれ動いてましたよね、多分。市のホームページとは別にあったものを市にリンクされたわけですから、その当時保管管理委託料は発生してたんでしょうか。

川角委員長 ちょっと決算と関係ありますか、14年というたら。今のは14年の関係で、この19年の決算とはちょっと関係ないようなんで、また。

続いて、明木委員。

明木委員　これはなぜ14年をさかのぼって聞くかという、今現時点でそれが発生してなくて、今回はホームページをただリンクしただけで市のほうにつながって、そこからアクセスできるという形になってるというふうに思います。そのときに今回保守管理委託料が消防では発生してないという事実があるのであれば、やはり総務のほうで93万4,400円というのが発生してる、決算上これはちょっと問題になるんじゃないかなということを考えまして、これは確認をさせていただいております。

川角委員長　暫時休憩いたします。

~~~~~

午後4時12分 休憩

午後4時12分 再開

~~~~~

川角委員長　再開いたします。

久保消防署長。

久保消防署長　平成14年度の導入時期に私は通信指令室長でしたので、そのときの経過をお話しさせていただきますと、広域連合がございました。その事業の中で消防もホームページをつくりたいということで、連合がやられる事業の中に入れてもらったのが実態でございます。消防組合として単独で、その当時入れました、現在も使ってますホームページは、ふだんのメンテナンスが消防側でできる、業者を介しなくてできるというのが売りだったというふうに記憶しております。ですからそれともう1点は、消防のホームページにアクセスされる方は、いわゆる消防に要件のある方というんですか、市の一般行政にアクセスされる方とはちょっとニーズが違うかなということもありまして、そのホームページの業者というんですかね、それを採用させてもらって以降、全部職員で先ほど言いましたような件数とか届け出の様式とかいうものを職員が全部手作業でやかっております。そういった状況で現在に至っておるように記憶しております。以上です。

川角委員長　ほかに質疑ございますか。

〔質疑なし〕

それでは、質疑なしと認めます。

以上で消防本部所管の決算審査の質疑は終了をいたします。

それでは、以上で本日の日程を終了いたしました。

以上で、本日の決算審査特別委員会の審査を終了いたし、散会いたします。

次回は、あす25日は休会とし、26日の午前10時に再開をいたしたいと思っております。

御苦労さまでございました。

~~~~~

午後4時15分 散会